

## (4) 米軍政期～建国初期の韓国における「社会生活科」教育と「竹島/独島」

永島 広紀

### はじめに

周知の通り、韓国においては日本の「学習指導要領」に相当する「教育課程」なる官主導の学校教育カリキュラムを運用してきている。以下に見るように、政変や弾劾を含む政権交代でその都度タイムラグは生じているものの、おおむねその時々の大統領の在任期に連動させる形で内容の更新を繰り返してきている<sup>1</sup>。

| 【「教授要目」期】      | 米軍政 | 1945. 09～1948. 08 |
|----------------|-----|-------------------|
| 1946-1954      |     |                   |
| 【教育課程期】        | 李承晩 | 1948. 07～1960. 04 |
| 第1次 1954～1963  | 尹潽善 | 1960. 08～1962. 03 |
| 第2次 1963～1974  | 朴正熙 | 1962. 03～1979. 10 |
| 第3次 1974～1981  | 崔圭夏 | 1979. 10～1980. 08 |
| 第4次 1981～1988  | 全斗煥 | 1980. 09～1988. 02 |
| 第5次 1988～1992  | 盧泰愚 | 1988. 02～1993. 02 |
| 第6次 1992～1997  | 金泳三 | 1993. 02～1998. 02 |
| 第7次 1997～2007  | 金大中 | 1998. 02～2003. 02 |
| 【「改訂教育課程」期】    | 盧武鉉 | 2003. 02～2008. 02 |
| (8次) 2007～2015 | 李明博 | 2008. 02～2013. 02 |
| (9次) 2015～2022 | 朴槿恵 | 2013. 02～2016. 12 |
| (10次) 2022～現在  | 文在寅 | 2017. 05～2022. 05 |
|                | 尹錫悦 | 2022. 05～現在       |

その「教育課程（当初の名称は「教科課程<sup>2</sup>）」は、韓国憲法に基づく「教育法」（1949年12月31日制定、法律第86号）、そして「教育法施行令」（1950年4月29日、大統領令第633号）に基づいて1954年4月に各級の学校に対する教育カリキュラムの「教科時間配当基準表」（1954年4月20日、文教部令第35号）が、さらには1955年8月に国民学校・中学校・高等学校・師範学校それぞれの「教科課程」がそれぞれ公布（1955年8月1日、文教部令第44・45・46号）されたものであった<sup>3</sup>。時期としては李承晩政権の後半期である。以来、改定を繰り返しつつ今

<sup>1</sup> なお、近年は「×次」のナンバリングは行われておらず、随時の改訂が実施されているものの、教科書が大幅に改訂された時期にあわせて便宜的に丸括弧付きで8～10の数字を敢えて付している。

<sup>2</sup> 「教育課程」の用語が使用され始めるのは1963年2月から、すなわち「第2次」以降のことである。

<sup>3</sup> 韓国教育十年史刊行会編『韓国教育十年史』（豊文社、1960年1月、「第九章 教科書制定事情」同書

日に至っている。

ただし、これに先駆けて「教授要目」期と称される国定の教育指針が大枠で示されていた時期が存在する。これは1946年12月に米軍政庁文教部が、戦前期における日本の文部省の訓令さながらに「初中等学校教授要目」を制定したことに由来する。過去には「諺文」と呼ばれたハングルの普及を、新たな国民国家創造と民族意識高揚の要としてその最も喫緊で重要な目標としつつ、旧来の「国史<sup>4</sup>」・「東洋史」・「西洋史」・「地理」・「公民」といった教科目を統合し、米国・コロラド州デンバー市<sup>5</sup>の方式を模範とする「社会生活科」に再編せんとした一連の教育施策が模索されていた時代である<sup>6</sup>。なお、朴正熙時代の1963年に廃止され、「社会科」となっている。

本稿は、過渡的な状況の中にありながら、そうした「教授要目期」が今日に至る韓国の教育制度が形成されるにあたって果たした緊要な時期ととらえ、かつ1945年8月以前との橋渡しの時期であるとの認識をもって叙述される。そして、言わば副次的な存在ながらも、そうした文教行政のあり方、ひいては当時の世相を映し出す「鏡」としての「教科書」編纂の時代的な背景とその内容の意味について、とりわけ韓国政府にとっては対米・対日関係上の懸案として新たに浮かび上がってきた「竹島（独島）」問題の取り扱われ方を中心に考察を進めるものである。

## 1. 建国前後期の教育政策と朝鮮総督府

従来、韓国の学界において、米軍政が建国期韓国の文教政策に果たした役割については限定的、ないしは過小評価がなされる傾向がどうしてもつきまとっていた。むしろ、日本の韓国教育史研究者の方が、米軍政下における「民主主義」教育政策の諸相を、米韓両方の史料（とりわけ米国の公私文書）を用いて掘り下げていこうとしているほどである<sup>7</sup>。

しかしながら、こうした先行研究で全くと言っていいほど欠落している視点があるとするれば、それはまさしく「朝鮮総督府」施政下（1910.8～1945.9）におけるその最末期の教育制度とその運用の実態である。もちろん1945年8月以降とは「断絶」はしているが、これは主として日本人の一斉引揚げによる人事面での不連続であり、法令の構成や組織の組み立て方という面ではむしろ濃厚に遺制として残っているとさえ言える。

しかも、後述するように教育政策史上での画期は、決して「1945年8月15日」だけではなく、

---

306～307頁）。

<sup>4</sup> もちろん、この場合の「国史」とはかつての「朝鮮史（韓国史）」であり、1945年8月までは「国史」の座にあった「日本史」はあらためて「東洋史」に含まれることとなった。

<sup>5</sup> 米軍政庁顧問であるアンダーソンの出身地であり、コロラド州方式が導入されるにあたっては、彼の意向が強く反映されたとされる。

<sup>6</sup> 本稿では詳述する暇はないものの、さしあたり徐在千「韓国初等学校における成立期社会生活科の特色」（『社会科研究』〈全国社会科教育学会〉40、1992年3月）、朴南洙「韓国における成立期社会科カリキュラムの再評価」（『社会科研究』51、1999年11月）の両論考を参照されたい。特に徐在千氏は、論文の執筆当時に存命であった元編修官（盧道陽）への聞き取り調査を実施して、論文にその成果を反映させている。

<sup>7</sup> 阿部洋編『韓国の戦後教育改革』（龍溪書舎、2004年11月）。阿部洋は同書中の論文において「従来韓国ではどちらかといえば軍政下での韓国人の改革努力の側面の解明に比重がかかり、教育改革をめぐるアメリカ側の動きや米・韓双方の努力の相互連関などの具体面についての分析は、十分行われて来なかった」とする（阿部洋「米軍政下におけるアメリカの対韓教育政策」上掲書8頁）。

のちのち長らく韓国の学制に及ぼした影響の大きさからすれば、むしろ「1943 年 4 月 1 日」の方がより画期的なものである。すなわち、1943 年 4 月における法令改正の段階で、旧制の高等学校（3 年制：朝鮮では京城帝大「予科」がこれに相当）と中等学校（5 年制）が、2 年制と 4 年制にそれぞれ短縮される戦時措置が実行された。これに伴い、外地たる朝鮮・台湾などにおいても同時にこれらが適用されていったのであるが、実はこれこそが、米軍政期から建国当初における韓国学制の「基調」となっていたことを忘れることは出来ない。以下、実際の法令を確認することにより、やや迂遠ながらも時系列に沿ってその内容を確認しておきたい。

＊

まず、1938 年 3 月 4 日付けで勅令第 103 号として公布された改正朝鮮教育令（いわゆる第 3 次朝鮮教育令）と、同年 3 月 15 日付けで出される「小学校規程」（朝鮮総督府令第 24 号）・「中学校規程」（同第 25 号）・「高等女学校令」（同第 26 号）によって、「内地人」向けの小学校と朝鮮人向けの普通学校、同じく中学校と高等普通学校、および高等女学校と女子高等普通学校がそれぞれ小学校・中学校・高等女学校の名称とカリキュラムとにそれぞれ一本化された。

さらに、1941 年 3 月 1 日付けで公布された「国民学校令<sup>8</sup>」（勅令第 140 号）、および「国民学校令施行規則」（1941 年 3 月 14 日付・文部省令第 4 号）の施行に伴い、再び朝鮮教育令が 1941 年 3 月 25 日付けの勅令第 254 号で改正され、これに合わせて 1941 年 3 月 31 日付けの朝鮮総督府令第 90 号により「小学校規程」が「国民学校規程」に変更されていた。

一方、小学校を国民学校へ転換させるのと軌を合わせ、1943 年 1 月 20 日付けで公布された「中等学校令」（勅令第 36 号）、および同日付けでの「高等学校令」の改正（勅令第 38 号）によって、戦局の悪化が続く中、修業年限が「4 年間」と「2 年間」にそれぞれ引き下げられ、同年 4 月 1 日から施行されることになった。これに伴い、朝鮮においても同じく 1943 年 3 月 8 日付けの勅令第 113 号をもって、まずは中等教育にかかる「朝鮮教育令」が部分的に改正され、すぐさま同 4 月 1 日に施行された。

一方、台湾・関東州と異なり「高等学校」が設置されていない朝鮮においては、あくまでも「大学令」の適用を受ける京城帝国大学予科がこれに相当する学校であった<sup>9</sup>。それゆえ、1943 年 1 月 20 日付けで公布された大学令「第 13 条」の改正（勅令第 40 号）によって大学予科の修業年限が 2 ヶ年に引き下げられたことに伴い、京城帝大予科の修業年限も 2 ヶ年に変更された。なお、1943 年 6 月 28 日付け朝鮮総督府訓令第 49 号（「京城帝國大學豫科教授要綱」）によって規定される「歴史科」から地理は分離され、経済・政治とともに「経国科」を構成することとなっていた。

こうして、1922 年 2 月に改正された第 2 次の「朝鮮教育令」以降、小学校/普通学校の 6 年・中等学校の 5 年・旧制高校の 3 年・旧制大学の 3 年、すなわち「6－5－3－3」年制、すなわち総 17 ヶ年間（ただし医学部の場合は、4 年制ゆえに総 18 ヶ年となる）に及んだ学校教育が、

---

<sup>8</sup> これに伴い、教科が再編され、歴史（国民学校は「国史」と地理は修身・国語とともに「国民科」を構成する科目として統合された。

<sup>9</sup> なお、京城帝大予科が「3 年制」となったのは 1934 年度からであり、それ以前は「2 年制」（ただし「中学四修」入学は認めない）であった。

1943 年 4 月以降は「6－4－2－3」年制（総 15 ヶ年）に短縮されたのであった。

＊

さて、1938 年 4 月に旧制高校（京城帝大予科）へ入学した者は、いまだ戦時の短縮を経ることなく、まずは 1941 年 3 月に満 3 ヶ年の学業を了えている。ただし、1941 年 4 月に大学へ進学しているものの、1943 年 9 月には「6 ヶ月」の繰り上げ措置によって大学を卒業しており、そのまま戦地へ赴く者（いわゆる学徒出陣）も少なくなかった。

この学年度から大学が実質的に「2.5 年制」に移行しており（名目上はあくまでも臨時の短縮措置）、旧制高校の 3 年間・旧制大学の 3 年間をまるまる謳歌しえたのは 1937 年 4 月までに旧制高校に入学した者に限られることになる。

そして、1939 年 4 月に旧制高校へ入学した者は、1941 年 12 月に「3 ヶ月」の繰り上げで卒業<sup>10</sup>、1942 年 4 月に大学進学、1944 年 9 月にさらに大学も繰り上げ卒業を余儀なくされている。さらに、1940 年 4 月に進学した組が 1942 年 9 月に「6 ヶ月」の繰り上げ卒業を余儀なくされ<sup>11</sup>、そのまま 1942 年 10 月に大学の学部へ進学、1945 年 9 月に卒業期を迎えた。なお、「学徒出陣」者は、1944 年秋で「仮卒業」の措置が講じられていた。終戦後は軍を除隊して学籍を回復していくことになる。「内地」もしくは朝鮮以外の立地にかかる大学<sup>12</sup>に在学していた朝鮮人学徒の中、特に大学 2 年次（医学部 3 年次）に在籍していた者が朝鮮半島の中だけで学生身分を維持しようとするれば、1945 年秋以降において「京城大学」に編入する以外に方途は存在しなかった。

この「京城大学」とは、1945 年 8 月 16 日以降、朝鮮人教職員・学生によって「自治委員会」が運営され、米軍政下においては米軍人が総長を務めることになる旧「京城帝国大学」のことである。旧帝大時代と同じく「法文学部」「理工学部」「医学部」「予科」に加え、「教員養成所」および附属病院（看護婦産婆養成科を含む）、生薬研究所（開城・済州）などといった部局編成をとっていた。

編入学生と旧京城帝大の 3 年次（もしくは医学部 4 年次）在学学生は翌 1946 年 7 月 3 日付け（医学部は同年 3 月 27 日付け）で京城大学を卒業し、それぞれ法学士・文学士・理学士・工学士・医学士の称号を得た。特に医学部の場合は、卒業試験の合格こそが医師免許の取得を意味していることもあり、「学籍の継続」は極めて重い意味を持っていた。

## 2. 途切れることなき「学歴」

さらに続けよう。1941 年 4 月入学組は、半年の繰り上げで 1943 年 9 月に旧制高校（予科）を

---

<sup>10</sup> 「大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ昭和十六年度臨時短縮ニ關スル件」（朝鮮總督府令第 282 号、1941 年 10 月 23 日付、『朝鮮總督府官報』第 4424 号、1941 年 10 月 23 日）。

<sup>11</sup> 「大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ關スル件」（朝鮮總督府令第 292 号、1941 年 11 月 12 日付、『朝鮮總督府官報』第 4440 号、1941 年 11 月 12 日）。

<sup>12</sup> 日本の大学令が適用されていた満洲医科大学（奉天）・東亜同文書院大学（上海）、および満洲国國務院直轄の建国大学（新京）などが該当する。なお、満洲国には「大学」の名を冠した教育機関が多く存在していたが、建国大を除きこれらはすべて「専門学校」相当の学校として取り扱われ、引揚げ後の編入先も大学（学部）ではなかった。

卒業<sup>13</sup>し、同 10 月に学部進学する。そして、1945 年 9 月の時点では京城帝国大学に 2 年次修了の学生として在籍していた。そして、翌 1946 年 6 月には「京城大学」における最初で最後の卒業生となった。

1942 年 4 月入学組は、やはり半年の繰り上げで 1944 年 9 月に旧制高校（予科）卒業<sup>14</sup>、同 10 月に学部進学、京城大学 2 年次への編入を経て、1947 年 7 月にソウル大学校を卒業している。そして、この学年こそが同大第 1 回の卒業生としてカウントされている。京城帝大に入学し、京城大学での修学を経てソウル大学校を卒業するという稀有な学年である。

そして、修学期間が 2 年となる制度に移行した 1943 年 4 月入学組は、1945 年 3 月に旧制高校（予科）を卒業、同 4 月に学部に進学し、第 1 学年の途中で 8 月の「敗戦/光復」期を迎えた。そして京城大学への編入を経てソウル大学校に学籍が移行し、1948 年 7 月に卒業期（第 2 期生）を迎えた。

1944 年 4 月入学者は、1945 年 9 月以降は「京城大学予科」の第 2 学年に編入され、翌 1946 年 6 月に修了、秋にはソウル大学校（ただし依然として「旧制 3 年制」）の最初の入学者となり、1949 年 7 月に卒業期（第 3 期生）を迎えている<sup>15</sup>。そして、米軍政下ながらも「国立の総合大学<sup>16</sup>」となったソウル大に入学し、新制 4 年の学業を了えて卒業した代は、1945 年 4 月に京城帝大予科に入学した上で、京城大学（ソウル大）予科を経て、1947 年 9 月に入学、1950 年 5 月に卒業した第 4 期生以降ということになる。ただし、移行措置によって、予科修了もしくは専門学校から新制大学 2 年次に編入の形も併用されていた。よって、この代までは実質的に「旧制 3 年」の制度が残存していたのである。

ともあれ、1945 年 9 月から 1 年間ほど存在した「京城大学」は、京城帝国大学と同様に、ソウル大学校における「公式」の沿革史には含まれていない。しかし、部局史レベルで言及されることはむしろ多い。教員人事やカリキュラム、あるいは学籍処理の面からも、その実務的な継続面を無視することが出来ないからであろう。

---

<sup>13</sup> 「大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ昭和十八年度臨時短縮ニ關スル件」（朝鮮總督府令第 5 号、1943 年 1 月 12 日付、『朝鮮總督府官報』第 4777 号、1943 年 1 月 7 日）。

<sup>14</sup> 「大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ昭和十九年度臨時短縮ニ關スル件」（朝鮮總督府令第 62 号、1944 年 2 月 22 日付、『朝鮮總督府官報』第 5113 号、1944 年 2 月 22 日）。なお、1945 年 5 月 30 日には「朝鮮總督府令」第 130 号として「大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ昭和二十年度臨時短縮ニ關スル件」（『朝鮮總督府官報』第 5494 号、1945 年 5 月 30 日）も出されており、昨年度までと同様の 6 カ月短縮がなされたものの、すでに京城帝大予科は 2 年制に移行しており、適用は大学の医学部や専門学校などに限定されていた。

<sup>15</sup> 例えば、ソウル大で生物学教授を務めることになる金熏洙は、旧制山形高等学校を 2 年修了時で中退した後、京城大学予科に編入して修了、さらにソウル大学校文科大学に進学し、「旧制三年制」の課程を修了した旨の卒業証書（1949 年 7 月 15 日付）を授与されている（『白波金熏洙教授停年退任記念文集』（1988 年 8 月））。

<sup>16</sup> ソウル大学校は京城大学時代の 3 学部体制を再編し、また、これらに加えて京城法学・京城経済・水原農林・京城工業・京城鉱山・京城師範・京城女子師範・京城医学の各官立専門学校と私立の京城齒科医学専門学校を統合し、改めて「文理科」「法科」「工科」「医科」「農科」「商科」「齒科」「師範」「芸術」の 9 単科大学、および文理科大学予科と附置研究所・博物館などからなる巨大な組織機構に移行している。

### 3. 継承される「学齢」

さて、上述した「 $6 + 4 + 2 + 3 (= 15)$ 」という戦時措置による学齢上の「足し算 (=和)」は、韓国の学制が新たに編成される段階においても、一定度の影響を及ぼしていると言わざるを得ない。

まず、米軍政下の南朝鮮（韓国）においては、日本による統治終了から約1年後である1946年9月1日付けをもって、「 $6 - 6 - 3$ 」年制が導入されている。ここで特に注目されるのは、中等教育（≡旧制中+旧制高）に配定される「6ヵ年」である。なお、首府たるソウルをはじめとする都市部と非都市部では運用が異なっていたが<sup>17</sup>、この6年制の中等学校は前期課程に相当する「初級中学校（3ヵ年）」と、後期の「高級中学校（3ヵ年）」とに区分され、後述するように、韓国の教科書はこうした学年進行に応じて作成されていくことになる。なお、1950年までの教科書は「中等」のタイトルを有していても、後年における新制高校での教育内容を含んでいる。そして、反対に「高等」を冠していたとしても、それは高等学校ではなく、中等学校の後期3年（高級中学校）を指示していることに留意が必要である。

こうした中等教育を完結させるには、米国式の「 $6 - 3 - 3 - 4$ 」制（総16ヵ年）には及ばずとはいえ、少なくとも6年間を要するとの判断もさることながら、まずは日本統治最末期の中等学校に入学した者たちの学年進行に伴う移行措置としても必要なことであった。

例えば、1941年4月・1942年4月に中等学校へ入学した世代は、「1943年4月」以前においては、それぞれ「5年制」の課程での教育を受けていた。しかし、戦時の特例により1942年4月入学組は4年次の修了（いわゆる「中学四修<sup>18</sup>」）をもって上級学校学校への受験資格を付与されており、日本の統治終了後の1946年度においてもそれはいまだ継続していた。また、4年制に移行後である1943年4月に旧制中等学校に入学した組は、「1945年8月」を跨ぎ、1946年度以降も引続き「旧制（≡日本統治期の戦時措置に基づく学制）」の中等学校に在学することになる。そして、1947年には一旦、卒業期を迎えるものの、そのまま学年開始期の切り替え（9月入学への変更）によって1947年9月1日付けで「新制6年制の中等学校」の「第5学年」に編入され、一方で1947年度には新入生の募集が行われなかった。

そして、1949年6月には卒業期を迎え、後年における「(新制) 高等学校」と同等の卒業資格を得ることになっている。よって、この学年こそが、韓国としての最初の「新制」に基づく中等学校卒業者であり、かつ、1944年4月・1945年4月それぞれの入学期を含め、旧制の学齢を踏襲した過渡的であり変則的な教育を受けた世代であった。要するに、彼ら／彼女らこそが、1947年度より本格的に始動する「社会生活科」の授業を受けた（受けえた）者たちであるということ

<sup>17</sup> ソウルをはじめとする都市部には「名門」中学校/高等女学校が存在し、やがて中学校を併設する新制「人文系」高等学校（事実上の中高一貫校）に移行していった一方、国土の大部分を占める非都市部（農村部）に置かれた中等学校は数が限定されていた上に実業系（農・商・工・水産など）がほとんどであり、国民学校の義務教育化による生徒数の急増に対応すべく「(初級) 中学校」を別途に新設（国民学校「高等科（かつての高等小学校）」や青年学校などを転用したと考えられる）した上で、「商業」「農業/農林/農蚕」「工業」「水産」の各「実業系」高等学校が開設されていった。

<sup>18</sup> 旧制高等学校への進学にあたっては、もともと旧制中学校4年次修了時（＝「(中学) 四修」）から高校入試における一種の飛び級的な受験資格が付与されていた。

になる。

＊

韓国国会での審議を経て、「法律」第 86 号として 1949 年 12 月 31 日に公布された「教育法」が成立したことを承けて、

第 102 条 中学校の修業年限は 4 年とする

第 106 条 高等学校の修業年限は 2 年乃至 4 年とする

地方の実情に伴い高等学校に中学校を併設しうる<sup>19</sup>

と、いったんは定められた。

しかし、朝鮮戦争（韓国動乱）勃発前の 1950 年 3 月 10 日付けの法律改正（法律第 118 号）によって、「第 106 条中『2 年乃至 4 年』を「3 年」に改正す<sup>20</sup>」なる旧制と米国式学制との折衷とも言える変則的な学制（「6－4－3－4」制）が採られることが決定された。しかし、対象となる生徒の入学を待つことなしに、間もなく戦時措置の一環として 1951 年 3 月 20 日付けの法律改正（法律第 178 号）をもって「第 102 条中『4 年』を『3 年』に改正す<sup>21</sup>」とされ、結局のところ「6－3－3－4」制に戻されている。学齢の延長に伴う予算の不足もさることながら、なによりも教師の養成や「教科用図書（教科書）」の編纂が追いつかないという実情があつての判断であつたことであろう。実際には朝鮮戦争による国土の荒廃が重なり、不透明な先行きの中、与えられた条件の中で、教員の確保、校舎・教室の割当、そして教科書の配布が行われたのである。

そして、1951 年 8 月 31 日に「6 年制」の中等学校は、あらためて「中学校」と「高等学校」に分離する。そしてこれに先立つ 1951 年 8 月 24 日付けの措置令（大統領令第 528 号<sup>22</sup>）によつて、

|               |                                                             |
|---------------|-------------------------------------------------------------|
| （3 年制）〔初級〕中学校 | → そのまま新制中学校へ移行（→新制高校へ接続）                                    |
| （4 年制）中学校     | → 現 1 学年が 3 年次終了まで存続（→4 年次は高校 1 年に切り替えの上で進学）                |
| （6 年制）中学校     | → 現 1 学年が 3 年次終了まで存続（→4 年次は高校 1 年に切り替え、5・6 年次は高校 2・3 学年へ編入） |

との移行措置が定められたのであつた。

それでもソウル市内の有力校（京畿・景福・京東〔旧：京城旭丘〕・ソウル〔旧：京城〕・龍山・城東／京畿女子・昌徳女子・舞鶴女子など）では、高等学校に中学校が並置（事実上の 6 年間に

<sup>19</sup> 『官報』号外（1949 年 12 月 31 日）。

<sup>20</sup> 『官報』号外・其三（1950 年 3 月 10 日）。

<sup>21</sup> 『官報』第 142 号（1951 年 3 月 20 日）。

<sup>22</sup> 『官報』第 519 号（1951 年 8 月 24 日）。

及ぶ中高一貫制、かつ中学入学時にまず学力考査による入学者選抜が行われていた）される状況は長く続くことになる。こうした状況が解消されるのは、朴正熙政権下で「高校平準化」が断行される「1970年度」のことであり、1971年1月に中学部の卒業者を出したことをもって廃止になってからであった。結果、京畿高を頂点とするかつての公立名門校は、少なくともその大学進学面においては零落の途をたどることとなった。そして大学進学競争は私立高校をはじめとする新興の進学校に舞台を移しつつ、さらに激化していったのである。

＊

第2次世界大戦期に国民学校へ入学したおおむね1930年代に出生した世代、すなわち朝鮮総督府編纂にかかる『初等國史』や『初等地理』<sup>23</sup>で学習した国民学校の児童たちが、中等教育の段階に差し掛かった時期、米国式「社会生活科」という新たな枠組みが導入される中、あらためて歴史（朝鮮史⇒国史）と地理、そして公民の各分野にかかる教科用図書の作成は、旧時代を参考にしつつも手探りで進んでいったのである。

特に、日本統治下の歴史・地理の教育においては第5学年と第6学年において『初等國史』と『初等地理』なる教科書が使用され、また地理においては『初等地圖』という地図帳が1937年度以降、副教本として用いられていたものの、1944年度に大改訂された『初等地理』に合わせて編輯された『初等地圖』の刊行<sup>24</sup>はついぞ実現しなかった。また、朝鮮総督府学務局の編輯にかかる『中等地理』は発行されることはなかった<sup>25</sup>。逆に米軍政期・過渡政府期において中等学校向けの地理教科書が検定ではあるものの刊行されたことは、学年の進行に沿った、ある意味で自然な流れであったと言えよう。そして、これから縷々述べていくように、愛国心を鼓舞する「国語」と「国史」とともに「独島」学習を含んだ地理教育を受けた第一世代でもあった。

ともあれ、朝鮮半島の南部域においては、韓国併合と日本の統治、日本からの「解放」と米軍政、建国、朝鮮戦争による国土の破壊と再建、反共・反日、度重なる政変、北朝鮮との競合、さらには高度経済成長というその時々的情勢に大きく左右された紆余と曲折を繰り返していた。にもかかわらず、「学（校）歴」の維持だけは、教科書の刊行とともに、何があろうとも決して途切れることはなかったのである。

<sup>23</sup> 地方によっては「4年制」の普通学校が存在し、同校では1938年度から第4学年で『國史地理』という内容が圧縮された教科書が使用されていた。

<sup>24</sup> 瓜生二成「初等地圖に就て」（『文教の朝鮮』222、1944年5月）。

<sup>25</sup> 中等学校では「低学年」向けの『中等國史』が1942年度から使用されたが、4年制への移行に対応する「高学年」用は刊行されないままであった。

学齢から見る韓国の「旧制」から「新制」への移行（イメージ図）

|         |     |     |     |     |      |            |            |     |     |     |     |     |    |  |
|---------|-----|-----|-----|-----|------|------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|--|
| 1933.04 | 普5  | 普4  | 普3  | 普2  | 普1   |            |            |     |     |     |     |     |    |  |
| 1934.04 | 普6  | 普5  | 普4  | 普3  | 普2   | 普1         |            |     |     |     |     |     |    |  |
| 1935.04 | 高普1 | 普6  | 普5  | 普4  | 普3   | 普2         | 普1         |     |     |     |     |     |    |  |
| 1936.04 | 高普2 | 高普1 | 普6  | 普5  | 普4   | 普3         | 普2         | 普1  |     |     |     |     |    |  |
| 1937.04 | 高普3 | 高普2 | 高普1 | 普6  | 普5   | 普4         | 普3         | 普2  | 普1  |     |     |     |    |  |
| 1938.04 | 旧中4 | 旧中3 | 旧中2 | 旧中1 | 普6   | 小5         | 小4         | 小3  | 小2  | 小1  |     |     |    |  |
| 1939.04 | 旧中5 | 旧中4 | 旧中3 | 旧中2 | 旧中1  | 小6         | 小5         | 小4  | 小3  | 小2  | 小1  |     |    |  |
| 1940.04 | 予科1 | 旧中5 | 旧中4 | 旧中3 | 旧中2  | 旧中1        | 小6         | 小5  | 小4  | 小3  | 小2  | 小1  |    |  |
| 1941.04 | 予科2 | 予科1 | 旧中5 | 旧中4 | 旧中3  | 旧中2        | 旧中1        | 国6  | 国5  | 国4  | 国3  | 国2  | 国1 |  |
| 1942.04 | 予科3 | 予科2 | 予科1 | 旧中5 | 旧中4  | 旧中3        | 旧中2        | 旧中1 | 国6  | 国5  | 国4  | 国3  | 国2 |  |
| 1942.10 | 城大1 | 予科3 |     |     |      |            |            |     |     |     |     |     |    |  |
| 1943.04 |     |     | 予科2 | 予科1 | 旧中5  | 旧中4        | 旧中3        | 旧中2 | 旧中1 | 国6  | 国5  | 国4  | 国3 |  |
| 1943.10 | 城大2 | 城大1 | 予科3 |     |      |            |            |     |     |     |     |     |    |  |
| 1944.04 |     |     |     | 予科2 | 予科1  | 旧中5        | 旧中4        | 旧中3 | 旧中2 | 旧中1 | 国6  | 国5  | 国4 |  |
| 1944.10 | 城大3 | 城大2 | 城大1 |     |      |            |            |     |     |     |     |     |    |  |
| 1945.04 |     |     |     | 城大1 | 予科2  | 予科1        | 旧中4        | 旧中3 | 旧中2 | 旧中1 | 国6  | 国5  |    |  |
| 1945.10 | (卒) | 京大3 | 京大2 | 京大1 | 京予科2 | 京予科1       |            |     |     |     |     |     |    |  |
| 1946.04 |     |     |     |     |      |            | 旧中5        | 旧中4 | 旧中3 | 旧中2 | 旧中1 | 国6  |    |  |
| 1946.09 |     | (卒) | ソ大3 | ソ大2 | ソ大1  | 新大1 (ソ予科2) | ソ予科1       |     |     |     |     |     |    |  |
| 1947.04 |     |     |     |     |      |            | 新中6        | 新中5 | 新中4 | 新中3 | 新中2 | 新中1 |    |  |
| 1947.09 |     |     | (卒) | ソ大3 | ソ大2  | 新大2        | 新大1 (ソ予科2) |     |     |     |     |     |    |  |
| 1948.04 |     |     |     |     |      |            | 新中6        | 新中5 | 新中4 | 新中3 | 新中2 |     |    |  |
| 1948.09 |     |     |     | (卒) | ソ大3  | 新大3        | 新大2        |     |     |     |     |     |    |  |
| 1949.04 |     |     |     |     |      |            |            |     | 新中6 | 新中5 | 新中4 | 新中3 |    |  |
| 1949.09 |     |     |     |     | (卒)  |            | 新大1        |     |     |     |     |     |    |  |
| 1950.04 |     |     |     |     |      | 新大4        | 新大3        | 新大2 | 新大1 | 新中6 | 新中5 | 新高1 |    |  |
| 1950.06 |     |     |     |     |      | (卒)        |            |     |     |     |     |     |    |  |
| 1951.04 |     |     |     |     |      |            | 新大4        | 新大3 | 新大2 | 新大1 | 新中6 | 新高2 |    |  |
| 1952.04 |     |     |     |     |      |            | (卒)        | 新大4 | 新大3 | 新大2 | 新大1 | 新高3 |    |  |
| 1953.04 |     |     |     |     |      |            |            | (卒) | 新大4 | 新大3 | 新大2 | 新大1 |    |  |
| 1954.04 |     |     |     |     |      |            |            |     | (卒) | 新大4 | 新大3 | 新大2 |    |  |
| 1955.04 |     |     |     |     |      |            |            |     |     | (卒) | 新大4 | 新大3 |    |  |
| 1956.03 |     |     |     |     |      |            |            |     |     |     | (卒) | 新大4 |    |  |

韓国における  
「6・3・3・4」制の完成期

韓国において「旧制」課程のみで  
学歴を完結させた最後世代

韓国において「社会生活科」の  
歴史・地理教育を受けた最初期の世代

- 〔凡 例〕 「城大」：京城帝国大学 「予科」：京城帝国大学予科 「旧中」：旧制中等学校  
「高普」：高等普通学校/中学校 「普」：普通学校/小学校 「国」：国民学校  
「京大」：京城大学 「京予科」：京城大学予科 「ソ大」：ソウル大（旧3年制）  
「ソ予科」：ソウル大・文理大予科 「新大」：新制大学 「新高」：新制高等学校  
「新中」：新制中等学校（6年制）/ 新制中学校（3年制）  
※算用数字はいずれも当該学年を示す（さしあたって旧制4年の医学部・医科大〔医専部〕もしくは新制6年の医科大学はこの表に反映されていない）。  
※学期の切り替えに伴う混乱、さらには朝鮮戦争時には頻繁に繰り上げ卒業・仮卒業等が実施されており、いまだ最終的に確定したものではないことを諒解されたい。
- 【主な典拠】 『서울大學校 自然科學大學 初期 略史（1920～1953）』（1999年7月）  
『서울大學校文理科大學 同窓會員名簿』（1974年8月）  
『清涼里 서울大學叢科最終記念』（1948年9月）

#### 4. 文教部「編修官」任用における人事慣行

本節以降では生徒・学生側からの視線を一転させ、「教科書」を執筆・編纂し、あるいは「検定/認定」を行った者たちを通じて見た教科書編纂の推移を整理しておきたい。まず、行政側においてそうした専門業務を担った「編修官」との官職に補された官僚たちを取り上げておきたい。

元来、「編修官」とは朝鮮総督府学務局に配置されていた官名の一つであり、国定教科書の編纂を行っていた専門官吏たちのことを示す。文部省の「図書監修官」同様に、その採用人事は文官高等試験（高文）や文官普通試験（普文）に依らず、現場の教員出身者（朝鮮では広島高等師範学校出身者が多く、朝鮮総督府学務局の視学官や校長の人事でも「閥」を形成していたと言われる）をリクルートすることが多かった。

特に「国語」担当者は、学校での実務経験を踏まえて嘱託ないしは判任官（編修書記）としていったん採用された後、京城帝大文学部文学科（国語国文学専攻）の「選科」に入り直し、場合によっては「本科」への編入（もしくは選科卒業後に「予科修了学力検定試験」に合格する）からの卒業をもって高等官として登用するという人事が行われていた。

一方、「国史」科目に関しては、1937 年以降、東京帝大文学部国史学科で黒板勝美の薫陶を受けた中村栄孝（1937 年までは朝鮮史編修会の修史官として『朝鮮史』の編纂に従事）が中心となって『初等國史』・『中等國史』をはじめとする国定教科書が学年進行に合わせて順次で作成されていた。試験競争に依らない編修官の採用人事上における「資格」は、やはり事実上「帝大学士」、あるいはこれに準ずる学歴、さらには中等教育（中学校・高等女学校・師範学校など）での一定年数以上の実務経験をもって複合的に認定されていたといっていよう<sup>26</sup>。

米軍政期においても、そうした「有資格者」をめぐる人事的な慣行は継承されていた模様である。そして新たに「社会生活科」が導入されるにあたって、その実務の一端を担った或る人物が軍政庁の学務局/文教部に採用されていく事例を以下に紹介しておきたい。その名は「李相鮮」という 1946 年当時で 26 才の若手官吏であった。

＊

九州大学大学文書館に残る記録類に依れば、**李相鮮**（創氏名：朝原義夫）は 1920 年 4 月生、咸鏡南道の咸州が出身地であると記されている。その咸州郡所在の咸興農業学校から 1941 年 4 月に旧制福岡高等学校の文科乙類へ進み、1943 年 9 月に繰り上げ卒業後、東京帝国大学法学部（法律学科）に進学した。京城大学・ソウル大学の卒業生名簿にはその名前が見えないことから、おそらく東京帝大を卒業することなく、あるいは京城大学に編入することなく中退もしくは除籍（学徒出陣により出征していた可能性あり）となったと推測される。そして、日時は未詳であるが、遅くとも 1946 年までには軍政庁学務局（1946 年 3 月 29 日に「文教部」昇格）に「翻訳士」として採用され、その語学力を見込まれてか、1946 年 11 月には金龍図書文具（のち金龍図書）よりコロラド州の社会科教授要目を抄訳・解説した『社會生活科<sup>(9)</sup>理論<sup>(12)</sup>と實際』を上梓、

<sup>26</sup> 拙稿「朝鮮総督府学務局による歴史教科書編纂と『国史／朝鮮史』教育」（『第二期日韓歴史共同研究報告書 教科書小グループ篇』2010 年 3 月、<https://www.jkcf.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/11/4-06j.pdf>）を参照いただけると幸いである。

同書は翌年6月にはすでに4刷に達するなど版を重ねていた。その一方、法学徒出身であることから少なからぬ「公民」教科書を執筆し、それを書肆（探求堂）から刊行していた（本稿末尾の一覧を参照されたい）。

1953年12月1日現在の『政府職員録』（総務処）には文教部編修局「編修官」の一員として李相鮮の名前が掲載されている。また、ソウル大の「師範大学（すなわち教員養成系）」関係者が中心となって結成された「歴史教育研究会」の機関誌である『歴史教育』誌の創刊号（1956年10月）には「社會生活科에 <sup>(における)</sup> 있어서의 歴史教育（一）〈序説〉」なる巻頭論文を寄稿している。すなわち、官庁側から教育現場（特に「歴史教育」界限）に対して「睨み」を利かす立場にあったと言える。この時期以降も文教部に勤務し、その後は1960年代から70年代にかけては朴正熙政権下で韓国国会の内務委員会専門委員を務めており、教育行政の現場からは離れた模様である。



＊

そもそも米軍政下において、学務局（のち文教部）の教科書作成にかかる担当官（編修官）の人事発令は、早くも1945年11月6日付けで軍政長官であるアーノルド少将の名でなされていた。この時点で、「教科書部」の編修官として黄義敦（歴史）・李鳳洙（地理）・崔在喜（公民）、同じく編修官補として申東燁（歴史）・安命吉（地理）・宋鍾國（公民）らが任命されている<sup>27</sup>。

まず、この補職発令リストにその名がみえる「黄義敦」について述べておきたい。黄は1890年陰9月に忠清南道舒川で生まれている。学校教育を受けた経験はなく、自宅での漢学修養を経て、徽文義塾・普成高等普通学校・中東学校などで教鞭をとったとされる、いわば旧世代の漢学者（儒生）である。すでに1923年には『新編朝鮮歴史』（以文堂）、1925年には『中等朝鮮歴史』（鴻文園）などを出版している<sup>28</sup>。そして、これを増訂する形で1946年4月に改めて『中等朝鮮歴史』を三中堂より刊行している。上述の通り1945年11月に編修官に任用されており、「教科書」としての取り扱いではないものの、公的な組織に属する執筆者による中等教育向けとして公刊された教材としては、いち早く世に出ていたことになる。なお、朝鮮戦争中の1951年9月からは東国大の教授に転じ、「国史学」を担当していた。

なお、上掲の『中等朝鮮歴史』（1946年版）を繙くと、やはりその史述の冒頭には「檀君」が掲げられている。高麗時代の私撰書である『三国遺事』に出て来る伝説上の始祖・檀君王儉は、その即位年が「紀元前2333年」にまで遡ることになっていることもあり、考古学・先史学的な「編年」とはそもそも相容れないものである。

近代式の実証史学を習得した世代が執筆する「国史」教科書も、檀君のことを無視するわけではなく、むしろ民族統一の精神的な支柱として尊重してはいる。しかし、叙述の順序としてはお

<sup>27</sup> 在朝鮮美国陸軍司令部軍政庁「任命辭令」第28号（1945年11月6日付）。

<sup>28</sup> 『黄義敦先生古稀記念 史學論叢』（東国大学校史学会1960年12月）、同書所収の「黄義敦先生 略歴」。

しなべて「先史時代」を冒頭に置き、国史上の編年におけるその起点を B. C. 2333 年とは記述していない。

ともあれ、黄義敦の『中等國史』は国漢文（ハングルと漢字語の混ぜ書き）ではあるものの、全体に縦書の漢文調が維持され、歴史の教科書というよりは、漢学の史籍と見紛うほどであり、中等学校向けの教科用図書としてはいささか難渋な内容であった。また、黄らシニア世代の編修官たちは「社会生活科」の導入に関しては消極的な立場であったという。

結果的に、初等教育向けの歴史教育は国定教科書（『우리나라의 발달（わがくにの発達）』：国民学校第 6 学年用）によって担われる一方、6 年制中等教育の地歴分野に関しては検定制度に基づき、それぞれ『이웃 나라（となりのくに：東洋）』（中 1 用）・『먼 나라（とおいくに：西洋）』（中 2 用）・『우리 나라（わがくに：朝鮮/韓国）』（中 3 用）とまずは地域で三分割され、歴史に関しては中学 4 年次以降に『文化史』、地理に関しては同じく中 4 以降に『자연환경과 인류생활（自然環境と人類生活）』という人文地理・政治経済地理に加えて、さらに自然地理の学習が課される年次進行の体制が、複数の出版社、そして複数の書き手によって模索されていくことになる。なお、地理分野の『이웃 나라（となりのくに：東洋）』と『먼 나라（とおいくに：西洋）』とに分けられていた外国地誌にかかる教科書は、1949～50 年頃から『다른 나라 지리（べつのくにの地理）』として一本化されている。

そして、旧制の高等教育を了えた「新しい世代」が、米軍政期から大韓民国建国初期の学術研究と教育を担うとともに、同時に教科書を執筆していく形に収斂されていく趨勢は、まさに 1950 年 6 月 25 日に勃発した朝鮮戦争によって決定的なものとなったのである。

## 5. 震檀学会と朝鮮山岳会の「独島」調査

さて、軍政庁は「国語」教科書の編纂を「ハングル学会」に、また「国史」および「地理」教科書の編纂を「震檀学会」に委嘱した。この震檀学会とは 1934 年 5 月に結成された朝鮮人の学術団体であり、その発起人には高裕燮（京城帝大卒）・金斗憲（東京帝大卒）・金庠基（早大卒）・李丙燾（早大卒）・孫晋泰（早大卒）・申奭鎬（京城帝大卒）ら、近代的な歴史学の実証主義の薫陶を受けた新世代の史学者たちが多くその名を連ねていた。

そして「解放」直後から震檀学会のメンバーはさっそく組織の強化を図り、いち早く 1945 年 9 月 17 日の時点で軍政庁から「国史」「地理」教科書の編纂にかかる業務委託を引き出している。同年 9 月 21 日には早くも国史教科書の原稿を提出していることから、以前からの蓄積があつてのことにはなるが、それでもかなりの急ピッチでの執筆作業が行われたと考えられる。また、同年 11 月には地理教科書の原稿を軍政庁に提出したとされる<sup>29</sup>。ただし、これら震檀学会が提出した原稿というのが、果たして「初等」用であったのか、あるいは「中等」用であったのかは、いまひとつ判然としない。

まず、軍政庁学務局（のち軍政庁文教部）は、1946 年 5 月の奥付を有する中等学校向けの『國史教本』を震檀学会の名義（執筆は金庠基と李丙燾）を発行しており、これは軍政庁が委嘱した

<sup>29</sup> 以上は『震檀學報』第 15 卷（1947 年 5 月）所載の「彙報」欄に依拠した。

という発行物であったのは間違いなかろう。ただし、軍政庁文教部（京畿道学務課）が1946年11月に発行したとの刊記・奥付を持つ『初等國史 五、六年用（臨時教材）』には震檀学会の名は見受けられず、同じく臨時教材として扱われた『初等地理教本 五六年用』（1946年4月）も同様である<sup>30</sup>。

一方、「公民」分野についてもまず『初等公民教本（臨時教材）』の形で先行し、間もなく『初等公民』と『中等公民』がそれぞれ軍政庁文教部から1946年5月に刊行・頒布が始まっている。その一方、どうやら軍政庁は初等教育向けの国定教科書の編纂に忙殺され、『中等国史』や『中等地理』の編纂までは手が回らなかった模様である<sup>31</sup>。

＊

さて、震檀学会は創立メンバーの一人である民俗学者・宋錫夏（1904～1948）を朝鮮山岳会主宰による学術調査に団長として派遣し、「済州島（1946年2～3月）」・「五台山・太白山（1946年7～8月）」に続き、さらに1947年8月後半には「鬱陵島」および「独島」での調査が実施されている。このとき、調査団に参加した「国史館」（朝鮮総督府の「朝鮮史編修会」を接收、のちの国史編纂委員会）の副館長職にあった申奭鎬が、震檀学会の別働組織とも言える「朝鮮史研究会」（「主幹」は李丙燾）発行の学術誌『史海』創刊号（1948年12月）に「獨島所屬에 대하여（独島の所屬について）」を掲載したのが、韓国における「独島研究」の濫觴となっている。

京城帝大史学科（朝鮮史学専攻）の1回生である申奭鎬（創氏名：寺谷修三、1904～1981）は、慶尚北道奉化の出身であり、「専門学校入学者検定試験（専検）」に合格の上で京城帝大予科に入学し、1929年3月の大学卒業（卒業論文のタイトルは「新羅王朝の衰亡に就いて」）とともに朝鮮総督府の朝鮮史編修会にまずは嘱託として採用（1929年4月27日付）され、さらに翌1930年5月2日付けで修史官補（中枢院属を兼務）に任官、その後、1937年9月22日付けで本官（修史官・高等官七等）に登用され、1945年3月31日時点で高等官四等まで官等が累進している。



出典：『痴菴申奭鎬博士

古稀紀念論叢』（1973）

京城帝大での学業、ならびに朝鮮史編修会での長年の勤務において編年史料の収集と取り扱いとに熟達していた申奭鎬である。上記『史海』所載の論文においても『李朝実録』における鬱陵島関係記事を多く引用するとともに、1947年当時、鬱陵島庁に副本が保管されていたとされる1906年5月における鬱島郡守

<sup>30</sup> 奥付部分には「初等地理臨時教材 五六年用」との別書誌の表示もあり、発行所も京畿道学務課内に置かれたとされる「臨時教材研究会」名義となっていることから、初等（国民学校）向けの「国史」「地理」の各教科書編纂は、震檀学会への委嘱とは別系統の作業であった可能性が高い。

<sup>31</sup> 『文教行政概況 檀紀四二七九年度』（文教部、1947年1月）の「3. 編修局 教科書編纂の現状」中、1946年度における教科書発行数を示す附表に依れば、「国史教本」「初等公民」「中等公民」等の書名は確認できるが、一方で「初等国史」「初等地理」「中等地理」等は記載されていない。なお、同書は米国国立公文書館に所蔵、本稿では鄭泰秀編著『美軍政期 韓國教育史資料集（下）』（弘芝苑、1992年10月）に影印されているものを利用した。

（沈興澤）の中央政府（内部≡内務省に相当）宛の報告書（1906 年 3 月に島根県の官民一行が竹島視察の途次に鬱陵島へ渡航した一件）に「**本郡所属独島**」と記載されていることをもって、独島（竹島）が鬱陵島の「属島」であるとの主張の根拠として示している。

なお、申奭鎬が参加した 1947 年 8 月の独島（竹島）調査においては、「外務処日本課長」の秋仁奉、そして「文教部編修士」の李鳳秀（李鳳洙）が帯同していた<sup>32</sup>。マッカーサー・ライン問題ですでに日本との間で漁場をめぐる種々の軋轢が生じており、かつ「地理」担当の教科書編修官が派遣されている事実は、独島（竹島）問題の方向性がどちらに向かおうとしていたかを窺うことが可能である。すなわち、その向かう先が「日本」なのであり、また拡張する（はずの）国土・領域に関し、まずは教科書を用いても自国民に知らしめるという意図があつてのことであろう。



『史海』創刊号（1948 年 12 月）巻頭グラビア（「獨島全景」）

## 6. 京城大学と社会生活科教科書の編纂

ところで、「帝国」部分を除いた名称となりつつも、依然として朝鮮半島随一の最高学府たる「京城大学」の法文学部においては、医学部や理工学部からやや遅れた 1945 年 12 月 24 日付け

<sup>32</sup> 申奭鎬「獨島所屬에 對하여（獨島の所属について）」（『史海』1、1948 年 12 月、同誌 90 頁）。

でようやく教授・助教授の任命がなされた。この中で、「社会生活科」教科書の執筆に関与していく者としては、教授では孫晋泰（朝鮮史）・李丙燾（朝鮮史）・金庠基（東洋史）・兪鎮午（憲法）・朴鍾鴻（哲学）・金斗憲（倫理学）、助教授では李仁榮（朝鮮史）・崔虎鎮（經濟史）らの名が見える<sup>33</sup>。

かかる状況において、教授要目期における6年制中等学校向けの国史・地理教科書を精力的に執筆していったのは、さらに次の世代に跨る歴史・地理研究者たちである。まず取り上げておきたい人物の筆頭は**金聖七**である。

金聖七（1913～1951）は慶尚北道永川の出身であり、大邱高等普通学校在学時の1928年に同盟休校問題<sup>34</sup>を起こし、逮捕・起訴の上で執行猶予付きの実刑判決<sup>35</sup>を受け、大邱高普は退学処分となった。その後、家事手伝いの時期を経て1932年9月から京城の高等予備学校に通いつつ、この時、東亜日報社主催の懸賞論文（農村救済策）で一等当選<sup>36</sup>を果たした。



出典：『歴史 앞에서』（1993）

その後、福岡県門司市（現：北九州市門司区）の豊国中学校<sup>37</sup>に編入し、卒業した<sup>38</sup>。さらに、官立の京城法学専門学校に入学し（1934年4月）、1937年3月には卒業している。京城法専卒業後は朝鮮金融組合連合会<sup>39</sup>に就職し、大峙（全羅南道光山郡）・長髻（慶尚北道迎日郡：現在は浦項市南区の一部）など地方金融組合の理事を務めていた。この間、赴任地に由来する故事や古文献への関心を強め、勤務先の機関雑誌である『金融組合』誌を中心として、古文献学・書誌学に関する論考を公表<sup>40</sup>し、少しずつ斯界からも注目される存在となっていく。

そして、金聖七の名前が歴史研究のみならず、歴史教育・歴史教科書の執筆においても取り沙汰されていくことになる大きな契機は、やはり1942年4月に至り京城帝国大学法文学部の史学

<sup>33</sup> 在朝鮮美国陸軍司令部軍政庁「任命辭令」第56号（1945年12月24日付）。

<sup>34</sup> 朝鮮總督府警務局『朝鮮に於ける同盟休校の考察』（1929年3月）、「七、學生の秘密結社」「（一）大邱高普生を中心とする秘密結社」。

<sup>35</sup> 「大邱學生秘社事件 最高三年役判決」（『東亞日報』1929年10月22日付2面）。

<sup>36</sup> 「本社募集兩大論策當選發表」（『東亞日報』1932年9月27日付1面）。この紙面中にて高普退学後の履歴が紹介されている。

<sup>37</sup> 門司出身の西田幸太郎によって1911年に設立された私立中。朝鮮人・台湾人子弟が多く在籍していたことでも知られていた（中村十生『増補 新豊前人物評伝』同刊行会、1978年10月、同書124頁）。

<sup>38</sup> 豊国中学校の後身たる豊国学園高等学校の同窓会名簿によれば、1934年3月卒業者（第21回）に金聖七の名前が掲載されていることが確認される。

<sup>39</sup> 金融組合は、目賀田種太郎の建議により大韓帝国期の1907年に度支部が設置した地方毎の「地方金融組合」を起源とし、「朝鮮經濟協會」の時期（1919年～）を経て、1933年8月に「朝鮮金融組合連合会」として設立認可された。韓国独立後には「大韓金融組合連合会」と改称しており、1956年に農業銀行が設立されたことに伴って解散した。さらに農業銀行が1958年に設立される「農業協同組合」と統合（1961年）したことにより、以降は「農協」の金融部門として現在まで引き継がれている。

<sup>40</sup> 金聖七「契小考」（『金融組合』129、1939年6月）、同「老松堂日本行録を読む」（『金融組合』135、1939年12月）、同「都市と農村」（『金融組合』137、1940年2月）、金光聖七「熱河日記を読む」（『金融組合』149、1941年3月）、同「長髻地誌略攷」（『金融組合』151、1941年5月）、同「『南宦博物』について」（『書物同好會會報』15、1942年3月）など。

科に「選科」入学したことである。既述の通り、京城帝大に入学するためには旧制高校相当の「予科」に合格し、本科（学部）に進学する必要があった。その一方で、中等学校卒業の資格をもって「選科」に入学する途も存在した。選科においても卒業論文を課されるなど、科目の履修と単位の修得においては本科生と顕著な違いはなかったものの、学士の称号を得ること自体は不可能であった。

それでも、入学者数そのものが少なかった法文学部の文科系（哲学・史学・文学）専攻には少なからざる選科生が在籍しており、卒業後、もしくは在学中に「予科修了学力検定試験」に応じて合格すれば、学士となる道も開かれていた。その結果、わずか4名に過ぎないものの女性の文学士も誕生していた<sup>41</sup>。そのうちの一人が金聖七の妻となる李男徳（延原男徳）である<sup>42</sup>。彼女は京城帝大最後の卒業生（1945年9月）となっている。

金聖七はおそらく1944年度までに予科修了学力検定試験に及第し、本科に編入している模様であるが、徴兵を避けるために休学の手続きをとり、学生身分を保持したままで金融組合に再就職し、身重の妻を伴って地方勤務に赴いたとされる。

さらに、1945年9月以降には復学を果たした後、東洋史研究室の教授である金庠基の下で卒業論文を執筆し、1946年7月に「京城大学」の法文学部（史学科）を卒業した。その後、1946年11月にソウル大文理科大学史学科の助手（東洋史研究室）に採用され、1年後の1948年11月には専任講師に昇任、さらに1949年12月には助教授<sup>43</sup>へと順調に昇任を重ねていたところに勃発したのが朝鮮戦争であった。

早々に家族を伴って釜山への避難を余儀なくされたが、臨時首都である釜山市で再開した大学（ただし他大との合同による「戦時連合大学」）での講義や書籍の出版<sup>44</sup>などで多忙な毎日をおくっていたところ、偶々故郷の永川への帰省中である1951年10月8日、身元不明の暴漢に襲われ絶命したという。

ともかく、おそらくは米軍政期から建国初期の韓国において、歴史学の分野で最も精力的に研究成果を世に還元しようとしていた一人が金聖七であることは間違いない。先に述べた通り、『金融組合』誌への寄稿とともに、朝鮮における農村更生運動の先駆的指導者であった重松麟修の『朝鮮農村物語』（中央公論社、1941年11月）や、米国のノーベル文学賞作家であるパール＝バック（Pearl Sydenstricker Buck）のピューリッツァー賞受賞作である『大地』（原題：The Good Earth）を朝鮮語に翻訳（1940年）<sup>45</sup>するなど、日本統治期から一定の知名度はすでにあった。そして本格的な執筆活動を開始したのは、大学卒業前である1945年の冬から1946年の春頃

<sup>41</sup> 通堂あゆみ他「京城帝国大学に学んだ女子学生：制度的な前提とその具体事例」（『韓国研究センター年報』19、2019年3月、[https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac\\_download\\_md/2544147/p043.pdf](https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/2544147/p043.pdf)）。

<sup>42</sup> 二人の馴れ初めに関しては、『歴史 앞에서 한 사학자의 6・25 일기（歴史を前にして ある史学者の6・25日記）』（創作斗批評社、1993年2月）に収録された李男徳の回顧による。邦訳として李男徳・館野哲『ソウルの人民軍 朝鮮戦争下に生きた歴史学者の日記』（社会評論社、1996年7月）が出版されているが、李男徳をはじめとする関係者の回想記はカットされている。

<sup>43</sup> 京城大・ソウル大での履歴事項に関しては、『서울대학교 自然科学大學 初期 略史（1920～1953）』（1999年7月）に収録されている任免記録（同書71-79頁）に依拠した。

<sup>44</sup> 釜山では甘棠社より『國史通論』（1951年6月）を刊行していることがまずは確認できる。

<sup>45</sup> とともに京城帝大英文科出身の崔載瑞が主宰する「人文社」より刊行された。



朝鮮金融組合聯合會版『朝鮮歴史』の近刊予告

〔『中央新聞』1946. 3. 17〕

리나라 생활 역사부분 (中等 社会生活科 わがくにの生活 歴史部分)』(1949年7月)・『사회생활과 우리나라 역사 (社会生活科 わがくにの歴史)』(1951年9月)と改題と増補を繰り返しながら、引き続き「正音社」から刊行されていた。

なお、とりわけ本稿が注目するのは、金聖七が執筆した歴史教科書の近代史部分における「間島」問題の取り扱われ方である。清朝と李氏朝鮮王朝とのあいだで18世紀以降、長きにわたってその帰属が問題となっていた豆満江(図們江)流域の北西側一帯がまさに「間島(北間島・〔北〕墾島とも)」である。朝鮮農民が大量に流入するとともに、つねに清朝側の官憲・住民との軋轢が絶えず、日本政府は韓国を保護国化したのち、1908年4月10日に「統監府臨時間島派出所」を新設し、住民の保護や医療・衛生の普及に努めていた。

このときに文官(総務課長)側から陣頭指揮を執っていたのが、のちに李王職次官・京城帝大総長を歴任する国際法学者の篠田治策である。篠田によれば、統監府としては「間島」が歴史的かつ国際法的にも朝鮮領であるとの認識に立ち、清朝側と折衝を重ねていたところ、本国政府(外務省)と清国との間で急転直下、1909年9月4日に「間島に関する日清協約(間島協約)」が締結され、統監府間島派出所の努力が無駄になったとの慨嘆的な回想<sup>46</sup>を残している。北京で調印された全7条からなる「間島協約」では、安奉線の再敷設(軽便鉄道から標準軌への改軌が行われた)と引き換える形で間島は清朝の領土であることを確認し、一方、部分的な治外法権は維持されつつ、一種の「雑居地」として外国人(特に朝鮮人・日本人)の居留が許され、間島派出所から転換することになる日本領事館(間島総領事館および局子街・頭道溝の両分館)が大韓帝国の「邦人保護」を肩代わりする状況となっていた。

ともあれ、前出の『朝鮮歴史』(1946)においては「34. 李朝の滅び>(4) 間島を失う」の部分において「日本が外交権を奪った後(中略) 隆熙3年に安東と奉天の間の鉄道を再敷設する

にかけてからであった<sup>46</sup>。その嚆矢がまさに古巣の朝鮮金融組合連合会を発刊元とする『조선역사』(1946年3月)との題された通史の出版である。平易な文体で書かれた本格的な通史であり、おそらく中等学校の生徒レベル以上を読者層として想定して書かれていたと考えられる。

1948年5月には改訂版も刊行<sup>47</sup>され、さらに同書がベースとなって社会生活科の教科書『중등 조선사 (中等 朝鮮史)』(1948年8月)として正音社から刊行されるに至った。同教科書は『중등 사회생활과 우

<sup>46</sup> 『熱河日記』〔正音文庫〕1～5(正音社、1946～1948年)、および『龍飛御天歌』〔協同文庫〕上・下(朝鮮金融組合連合会、1948年4・5月)といった古典の校訂・訳注本を手掛けていた。

<sup>47</sup> 金聖七『고쳐쓴 조선역사』(朝鮮金融組合連合会、1948年5月)。

<sup>48</sup> 篠田治策『間島問題の回顧』(私家版、1930年8月、のち『白頭山定界碑』〔樂浪書院、1938年12月〕の巻末「附録」として収録)。

代わりに間島をあっさり清国に与えてしまった。」(同書 122 頁)と、間島問題の帰趨を「外交権の喪失」に絡めた説明を試みている。そして、こうした記述ぶりは上掲の『中等 朝鮮史』(1948)をはじめ、『中等 社会生活科 わがくにの生活 歴史部分』(1949 年 7 月、同書 122 頁)といった金聖七の著述にかかる中等学校用の教科書においても、全くの同一文で掲載され続けているのである<sup>49</sup>。

一方、このあとの節でも検討するように、今日の竹島(独島)問題において韓国側が常に教科書の記述としても持ち出してくる「間島と独島は外交権の喪失によって奪われた」というお定まりの語りを、金聖七の執筆にかかる一連の著作においては見出すことが出来ない。やや内陸部であるとは言え迎日湾を擁する浦項と隣接する慶尚北道・永川の出身であり、また浦項港にもほど近い長鬚の金融組合での勤務経験を有する金聖七が、島根県「竹島」の存在を知らなかったとは、ちょっと考えづらい。

いささか牽強附会であるとの批判は甘受しつつも、本稿においては教授要目期に教科書を執筆していた「国史(朝鮮史)」研究者たちは、「独島」が朝鮮古来の領土である、あるいは「外交権の喪失」によって奪い去られた地であるとの認識を有していなかったのでは、という差し当たっての仮説を、筆者としてはまず提示しておきたいのである。

＊

もう一人、金聖七とともに振り返っておきたいのが**李仁榮**(1911～?)<sup>50</sup>なる歴史学者の事績である。金聖七よりも 2 才年長であり、かつ同時期に京城大学、さらにソウル大学校において史学科の助教授/教授を務めていた人物である。平壤府の出身であり、京城の徽文高等普通学校から長野県の旧制松本高等学校(文科甲類)に進み、同高を卒業後、京城帝大法文学部に進学(1933 年 4 月)、史学科・朝鮮史学専攻を 1937 年 3 月に卒業した(卒業論文「朝鮮世祖朝に於ける北方問題の研究」)。なお、本来は予科からの進学が原則であり、旧制高校出身者は予科修了者と同等であるとは言え、東京帝大を始めとして他の帝国大学への受験・進学は十分に可能であったにも拘わらず、敢えて京城帝大<sup>51</sup>を選んだという意味では、やはり「変わり種」であると表現することは許されよう。

金聖七(金光聖七)がそうであったように、李仁榮(春山仁榮)も卒論以来の研究テーマである対外交渉史の研究<sup>52</sup>とともに、とりわけ書誌(特に古活字)に造詣が深く、学術誌に多くの論考が掲載される一方で、日本統治終了以降の韓国における新たな実証史学の構築と、「社会との対話」を常に考えねばならないポジションにあった。まさにその一端が教科書の執筆であり、実

<sup>49</sup> ただし、『社会生活科 わがくにの歴史』(正音社、1951 年 9 月/1954 年 4 月)においては、近代史部分をはじめ全体の頁数は増えているにもかかわらず、「間島」に関する記述は削除されている模様である。

<sup>50</sup> 金成俊編『鶴山李仁榮全集』(全 4 巻、国学資料院、1998 年 11 月)によって、李仁榮の著作、ならびに詳細な履歴を知ることが出来る。

<sup>51</sup> 管見の限りでは、少なくとも法文学部の「史学科」に入学した旧制高校出身者は、朝鮮史学専攻に入学し(1926 年 4 月)、1929 年 3 月に卒業(第 1 期生)した山口正之(佐賀高等学校出身)と同じく朝鮮史学専攻を出た李仁榮(春山仁榮)の 2 人のみである。

<sup>52</sup> 李仁榮が失踪してのちの出版となるが、乙酉文化社から韓国文化叢書の 1 冊として李仁榮の 1937 年以降に書き溜めていた雑誌論文、あるいは京城大学での講義ノートをもとにした『韓國滿洲關係史的研究』(1954 年 10 月)が上梓された。

際、1949 年 8 月には金龍図書から『우리나라 역사 (わがくにの歴史)』を出版していたとされる。まさに教授要目における中等学校向けの社会生活科（歴史）教科書である。残念ながら、筆者（永島）は、同書を閲読する機会に恵まれておらず、現段階でその内容は未詳である。

また、李仁榮ら中堅世代の教員が中心となって「京城大学朝鮮史研究会」名義で刊行<sup>53</sup>される『朝鮮史概説』（1949 年 5 月）では、「中学程度以上の大衆啓蒙を目標」として「特に中等学校歴史教員用に多少分量のある朝鮮史を編纂<sup>54</sup>」したと述べられている。この書の凡例によれば「李仁榮教授の指導下」で「李洵馥・林建相・金思億・孫寶基・韓洵勍・李明九」<sup>55</sup>らが分担して執筆したとされ、さしあたって「東洋史」研究室所属の金聖七は関与していない。

ただし、李仁榮が単著として、これよりやや後に金龍図書より刊行した『國史要論』（1950 年 4 月）を確認すると、「日本が我が外交権を奪い清国と交渉したところ、安東・奉天間の鉄道敷設権と交換条件に間島を清国の所属として認定してしまった」と、あるいは金聖七の文章とも相違がない叙述を行う一方<sup>56</sup>、独島（竹島）に関する特段の言及は、やはり見られない。

さすれば、日本による外交権剥奪の犠牲となったのは、彼らにしてもあくまで「間島」なのである。1905 年 11 月 17 日に第二次の日韓協約が締結されて、大韓帝国が日本の保護国となり、外交権が統監府に移管される以前である同年 2 月 22 日の段階ですでに島根県に編入されていた竹島（独島）のことを外交権の喪失云々で説明することは、まずは単純な時系列からしても相当に無理があると言わざるを得ない。金聖七にしても、あるいは李仁榮にしても、彼らの常識の範疇に「外交権の喪失に伴う独島（竹島）の島根県編入」という項目がなかったことの方が、むしろ自然なのである。

なお、李仁榮は朝鮮戦争が勃発して間もなく、1950 年 7 月に「拉北」され、その後の消息を絶っている。

## 7. 歴史教科書における「独島」の取り扱い

ところで、朝鮮戦争が膠着状態にある中、日本の竹島に対する行政権が暫定的に停止された「SCAPIN-677」（連合国最高司令官指令第 677 号：1946 年 1 月 29 日付）を承け、さらに「SCAPIN-1033」（同第 1033 号：1946 年 6 月 22 日付）によってマッカーサー・ラインの西側に竹島（独島）が置かれたのを奇貨として、さらに韓国でいうところの「平和線」（李承晩ライン）を正当化するためにも、韓国政府としては独島をどうしても 1952 年の対日講和条約（第 2 条 a）で日本領土から除外された鬱陵島の「属島」にしなければならなかった。

<sup>53</sup> ただし、1949 年 1 月刊行版の奥付では「서울大學國史研究室」となっていたが、同年 5 月刊行版では「京城大學朝鮮史研究會」が著者に変更されている。

<sup>54</sup> 京城大学朝鮮史研究会（서울大学国史研究室）『朝鮮史概説』（弘文書館、1949 年 1 月/5 月）における李仁榮の「跋」（1946 年 8 月 15 日付け）同書 749・750 頁。

<sup>55</sup> 李洵馥・孫寶基・韓洵勍はソウル大・史学科の 1 期生、林建相は同 2 期生、李明九は国語国文学科の 1 期生である（金思億は未詳）。

<sup>56</sup> 李仁榮『國史通論』（金龍図書株式会社、1950 年 4 月）の「第二十三章 日本帝國主義<sup>(の)</sup>의 魔手」（同書 207 頁）。

1951年6月以来、韓国外務部の政務局長を務めていた金東祚（九州帝大卒）の回想によれば、日韓間で第2次の国交正常化交渉（韓国側の呼称は「請求権交渉」）が再開される1953年4月からの会合において日本側が竹島問題を提起したことを承け、1954年の秋以降、「まず独島に関する解放以後の韓国関係の部分の調査、検討するとともに、独島が歴史的に韓国の領土であったという事実を立証することが急務だと判断し、その考証を李丙燾博士ら学界の権威者数人をお願いした（ゴチック強調は筆者）。」<sup>57</sup>とされ、そして李丙燾を中心として申奭鎬らも参画する「外交史料調査委員会」が組織されたという<sup>58</sup>。まさにこの委員会による成果が1955年5月に金東祚の序文を付して謄写版で作成された『獨島問題概論』である。



出典：『斗溪李丙燾博士華甲紀念論叢』（1956）

そして、韓国政府（特に外務部）の意向を投影した「国史」教科書が教育現場へ本格的に持ち込まれはじめるのは、第1次の教科課程（教育課程）からである。「外交史料調査委員会」の中心メンバーであった李丙燾は、どのような記述にて「独島」を語ろうとしていたのか、以下に実際の教科書における文章を掲載することにより整理しておきたい。

＊

まず、李丙燾は『中等國史』（乙酉文化社、1956年3月）において、その巻頭に「独島」の写真に掲載しつつ、以下のように述べている。一読してまず感じるのは、かなり近代史に寄った記述であるということである。純然たる学術研究の成果であるとは言い難く、事実上、韓国政府の主張を代弁していると言って差し支えない。

この教科書をはじめ、韓国の歴史教科書を読む際の重要なポイントととして、日本による「外交権の剥奪」によって犠牲になった「間島」と「独島」がセットとなった語り、そして「鬱陵島の属島である独島」の部分が挙げられよう。この視角は、現行の教科書におけるその「独島」記述を按ずる際においても、言わば「定点観測」のポイントとしていまだ有効である。

京畿道龍仁出身の李丙燾（1896～1989）は、普成専門学校法科を経て1919年7月に早稲田大学文学部を卒業した人物である。朝鮮史編修会が設置された直後である1925年8月から1927年5月までは同会の修史官補に任用されており、退官後も1945年8月まで長らく嘱託として朝鮮総督府の修史事業に参画していた<sup>59</sup>。まさに近代歴史学を学んだ最初期の世代に属し、申奭鎬ら

<sup>57</sup> 金東祚『韓日の和解』（サイマルは出版、1993年10月、「独島問題で暗礁に」同書99～100頁）。原典は韓国で出版された『回想30年 韓日會談』（中央日報社、1986年11月）同書76頁。

<sup>58</sup> 申奭鎬「獨島의 來歴」（『思想界』8巻8号、1960年8月、同誌127頁、のち『獨島』（大韓公論社、1965年11月、同書16頁）に転載）。

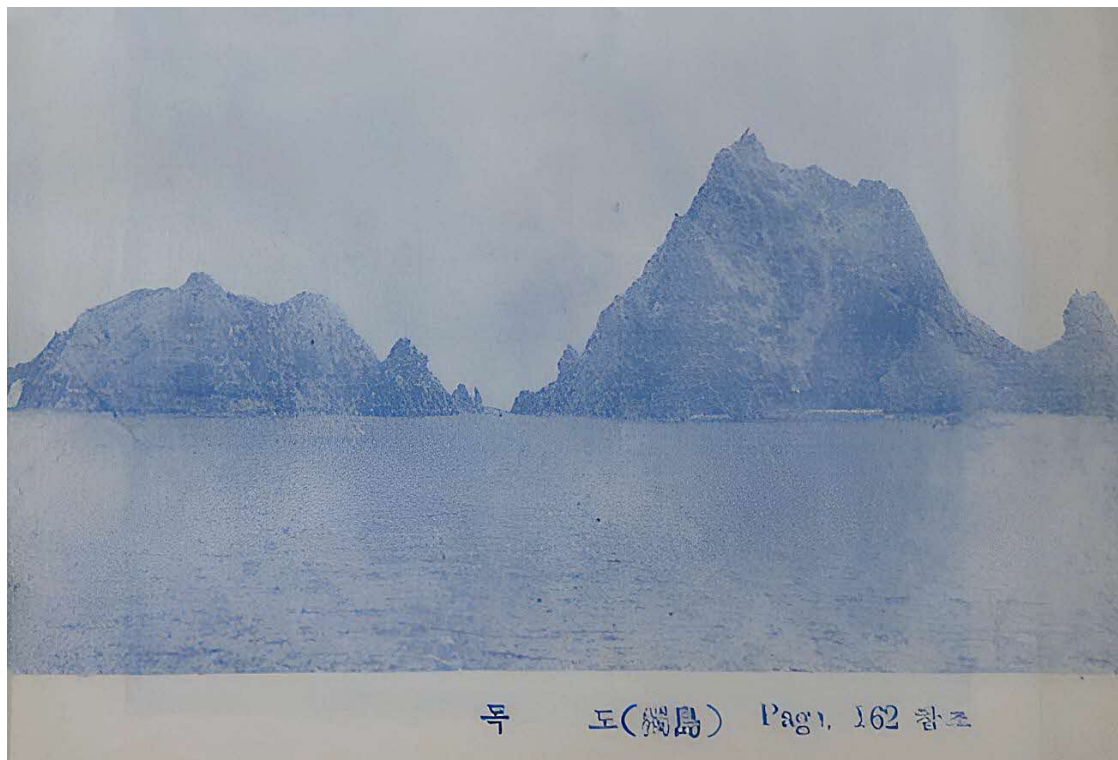
<sup>59</sup> 朝鮮総督府朝鮮史編修会『朝鮮史編修會事業概要』（1938年6月）、および『李丙燾博士華甲紀念論叢』（一潮閣、1956年10月）所載の年譜による。ただし、年譜には朝鮮史編修会で官職に就いていたことは書かれていない。

次世代の研究者にとっては常に道標の存在であった。

「Ⅶ. 近代化していく朝鮮社会」>「Ⅰ. 国家の解放と外国勢力の侵入」>「露帝国勢力の進出と英帝国の巨文島占領事件」>「参考 境界問題（間島所属問題）と鬱陵島事件」:

「次に、東海の孤島である鬱陵島と独島は歴史的にであれ、地理的にであれ我が国の所有であることは再言の必要もないが、交通の不便さにより長年空島になっていたため、日本の漁民たちが密かに侵入し、海産物と木材を採取していく事件が時折起こった。このために早くから朝・日両国間に問題となっていたところ、檀紀 4214 年（西暦 1881 年）に、またしても日人の侵犯があり、政府から抗議を提議し、侵入を厳禁するよう要求した。その後、政府では積極的な方針をとり、鬱陵島に移民を奨励し、官庁を置き、完全に島を統治せしめた。ところが、後日、光武 9 年（西暦 1905 年）に至り、強盗・日本は我が国の外交権を奪ったあげくに鬱陵島の属島である独島を自分勝手に自分らの領土に編入してしまった。解放後、我が国は独島の場所を探し訪ね、管理するようになったが。日本はいまだ侵略精神を捨てず、狙っているのである。今後とも警戒すべきことであるのは言うまでもない。」（162 頁）

※下線は筆者（以下同様）



【図 1】李丙燾『中等國史』（乙酉文化社、1956 年 3 月、同書巻頭グラビア）

この時期、少なくとも中学校用では 10 種、高等学校用としては 9 種ほどの検定教科書が発行されていたと見られるが、管見の限りで「独島」のことを取り上げている教科書は、李丙燾の執筆にかかるものを除けば、李丙燾と採択のシェアで競合していたと考えられる歴史教育研究会の『中等国史』（正音社、1956 年 2 月検定版）の 1 種を数えるのみである。

「VI. 新しい時代の転換」>「外勢に振り回される近世の朝鮮」>「複雑な国境問題」：（間島問題に引続き）「鬱陵島はすでに三国時代に于山国として新羅に帰属したのであり、高麗時代には倭寇の巢窟となり何度も討伐を行ったりしたが、積極的な政策を用いずにいたところ、日本の漁民が居座り、竹島あるいは松島などとして不法に居住していた。肅宗 22（1696）年に安龍福の活躍によって日本も我が領土であることを認めたところであったが、依然として彼らがしばしば出没したりするため、高宗 18 年に鬱陵島観察使を任命し、移住を歓迎し、我が同胞が定住するに至った。一方、大韓帝国末期に外交権を奪った日本が、距離に伴う管理の問題であると嘯き、自分勝手に独島（あるいは三峰島）を自国領として編入し、独島問題という不当なる問題の端緒を作った。」（134 頁）

このように歴史教育研究会の教科書においてもやはり独島（竹島）と間島問題とは「セット」になっており、外交権の奪取による竹島の領土編入のことは述べられているが、ここでは肝心の「鬱陵島の属島」という肝心の文言は見当たらない。むしろ前近代のいきさつに対してより紙幅が割かれており、その意味では申奭鎬が『史海』誌に掲載した論文以来の書きぶり（特に独島の古称であるとする「三峰島」への言及）が影響を及ぼしていると言えるだろう。

＊

一方で、6 年制中学校から第 4～6 学年が分離した新制の高等学校においては、すでに初級中学校段階の 3 年間で一定の学習項目として盛り込まれているためか、高校 1 年次に配当される国史教科書での記述は極めて簡略である。採択上での最も高いシェアを占めていたと考えられる李丙燾の『國史』（一潮閣、1956 年 3 月）においても以下の通りであった。それでも間島問題と独島が一体であるという基本的な枠組みは維持されている。

「IX. 鎖国政策と開国後の混乱」>「2. 国家の解放とその後の混乱」>

「露国勢力の南侵と日本商人の進出」：（巨文島事件に続けて）

「これより先、清国との間に間島問題が起こり、また日本は鬱陵島と独島に侵犯し、素乱を引き起こしたのである。」（172 頁）

さて、「独島」に関する学術研究においては先鞭をつけた申奭鎬であるが、彼の名義で出版された高等学校用の検定教科書に「独島」が本格的に登場するのは、実のところ第 2 次の教育課程以降である。申奭鎬の『人文系高等学校 国史』（光明出版社、1969 年 1 月〔1968 年 1 月検定済版〕）には以下のように独島に関する記述が認められる。おおむね申奭鎬が『史海』掲載論文で

主張している内容がダイジェスト的に記載されており、その上で韓国政府の公式見解をも代弁しているのである。

「Ⅶ. 朝鮮の近代と運動」>「4. 日本の進出と民族の受難」>「3. 日本の独島強奪と間島の譲与」:

「日本は露日戦争中に我が国の独島を強奪し、また乙巳条約を締結した後、間島を清国に譲与し、今日の韓日両国と韓中両国間に紛争の種を撒いた。独島は鬱陵島の東南方向 49 ノット（哩）、北緯 37 度 14 分 18、東経 131 度 52 分 22 の地点にある無人の孤島であり、かつては于山島または三峯島と呼ばれてきた鬱陵島の属島である。この島は岩石で成っており、人は暮らすことが出来ないが、軍事上・漁業上、重要な場所である。日本はこの島に人が住んでいないのを奇貨として 1905（光武 9）年 2 月 2 日（マ）、この島を竹島と命名し、隠岐島に所属せしめ、日本の領土に編入させた。解放後、我が国は再びこの島を管理しているところ、日本は併合前に占領したものであるとして今日、外交問題となっているが、この島は歴史的に韓国の領土であるのみならず、日本が顧問政治を行っている時に恣に編入したのであり、日本の主張は根拠のないものである。」（224-225 頁）

すなわち、「鬱陵島の属島」であるという主張とともに、「軍事上・漁業上」で重要な島であるという認識が謳われている。ただし、「保護国」化による外交権掌握の以前である「顧問政治」期、つまりは第一次の日韓協約締結後の段階で日本が竹島を島根県に編入したという記述は、史実としては正確ではあるものの、現在における韓国側の主張とは異なる部分である。

## 8. 地理教科書と「独島」の取り扱い

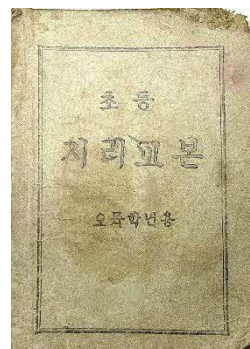
読者におかれては、ここで改めて 1947 年夏における「鬱陵島学術調査団」の参加メンバーに軍政庁文教部の「地理」担当編修官が含まれていたことを思い出していただきたい。歴史研究者のみならず、かなり早い段階から地理教育に携わる人間が「独島」問題に関与していた事実は、以下にて検討する教授要目における社会生活科「地理」教科書の記述内容を関する際に、まずはその刊行時期こそが重要な意味を持っていることをあらためて確認しておきたい。

つまり、韓国政府（外務部）が深く関与していく中等学校向けの一部歴史教科書に先行して、文教部の編修官が主導して、あるいは自らが筆をとって執筆された中等学校向け地理教科書においては、明らかに竹島（独島）にまつわる「空間認識」ないしは「領域観」に著しい違いが確認されるのである。

以下、実際に刊行されていた地理教科書の内容に即して、その編集に関与した組織、ないしは個々の研究者の履歴を加味しつつ、検討を行いたい。

○『初等地理教本』(1946. 4)

まず、右掲の一書は、初等教育(国民学校)向けに作成された事実上において初の国定地理教科書である。奥付には「初等地理臨時教材(五六年用)」ともあり、軍政庁が朝鮮の首府ソウル内に道庁を置く「京畿道」の学務課(「臨時教材研究会」)に命じて作成させ、頒布せられたものであった。なお、ソウルが「特別市」として京畿道から分離するのは1946年9月であり、日本統治時代は京畿道の隷下に京城府が置かれていたことから、この時期における軍政庁文教部と京畿道学務課とは実態として異称同体の組織であった。

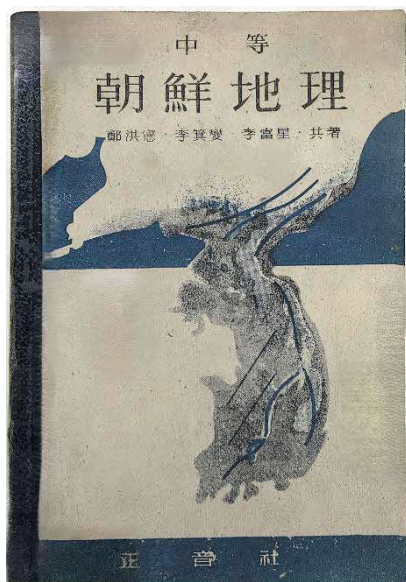


【図2】『初等地理教本』

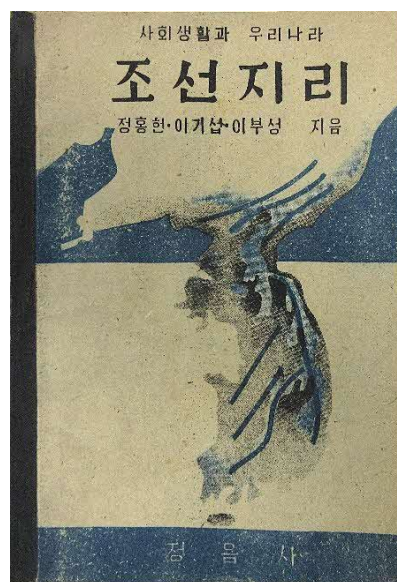
なお、同書は本文60頁の小冊子であり、図版もなく、記述される内容もきわめて概略的である。そのためもあってか、慶尚道に関する項目を「嶺南地方」の中で紹介はおこなっているものの、独島(竹島)はおろか、鬱陵島のことすら取り扱われていない。

なお、こうした教則本に沿った『初等地理』の教科書は京畿道学務課、あるいは各道の学務課(さらには各道の師範学校)によってそれぞれ同文・同内容の教科書が活版ないしは謄写版をもって作成され、1946年9月以降に頒布されていたと見られる。いずれにしても、教本と同様に鬱陵島のことは全く言及していない内容である。

○『中等 朝鮮地理』(1946. 8)・『<sup>(社会生活科)</sup>사회생활과 <sup>(わがくに)</sup>우리나라 <sup>(朝鮮地理)</sup>조선지리(1947. 8)



【図3】『中等 朝鮮地理』

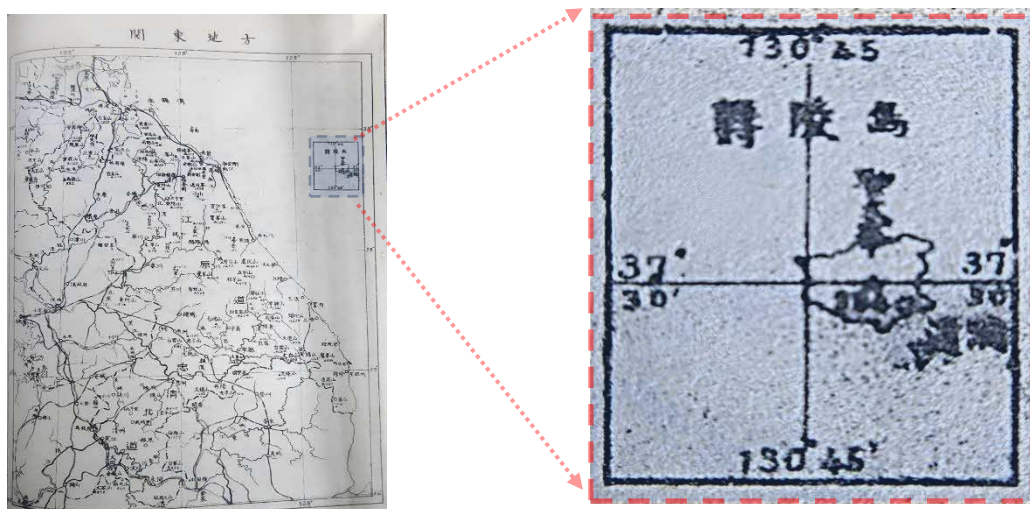


【図4】『社会生活科  
わがくに 朝鮮地理』

【図3】として掲げている書は、教授要目が制定される以前の時期に刊行された、おそらく中等学校向けの地理教科書としては最初期のものと考えられ【図4】の書はその翌年に刊行された改

訂版である。刊行の時期からすれば当然ではあるが、「北朝鮮」地域のことにしても相応のページが割り振られる体裁となっている。

内表紙には著者たちの肩書（鄭洪憲：景福中学校教諭・中等教員養成所講師/李箕燮：中央中学校教諭/李富星：景福中学校教諭・中等教員養成所講師）が刷り込まれている。詳細な経歴は未調査であるが、鄭洪憲と李富星はともに京畿中（旧・京城第一高等普通学校）と進学面での鎬を削っていた景福中学校（旧・京城第二高等普通学校）の教師、李箕燮は1908設立の私立名門校である中央中で教鞭をとっていたことから、おそらくは名の通った進学校における地理担当の現職教員として教科書の執筆に動員されたことは間違いなかろう。ちなみに、1953年末の段階で鄭洪憲は龍山高等学校の教諭、李富星は忠州女子高等学校の校長を務めている<sup>60</sup>。なお、肩書に見える「中等教員養成所」については、京城帝大時代に存在した「理科教員養成所」を拡充し、京城大学・ソウル大学校時代の初期に置かれていた附属施設のことであると考えられる。



【図5】鄭洪憲・李箕燮・李富星『中等 朝鮮地理』（正音社、1946年8月、  
「関東地方」同書69頁）

なお、同書の本文冒頭（「第一編 序説」＞「（1）位置」：同書7頁）には、まず「極東 慶北鬱陵島東端，東経130度57分，」と慶尚北道に所属する鬱陵島が国土の東端であるとして明示し、かつ巻末の附図においても以下（【図5】）のとおり、「鬱陵島」を最東端の地として描いている。

さらに同書は翌年にも部分改訂（漢字表記が減り、ハングルへの転写、もしくは固有朝鮮語の表現に差し替えられている）の上で改めて「社会生活科」の地理教科書として再刊されている（【図4】）。興味深いのは、同じく教科書の冒頭で「わがくにの位置」という囲み記事を掲載し、  
「東南の果て」としては「慶北 鬱陵島 竹島」が「東経130° 57′」であると記載している部分（同書5頁）である。これはもちろん現在の竹島（独島）ではなく、鬱陵島から2kmほど離れたところに位置する「竹島（竹嶼）」のことに違いない。

<sup>60</sup> 総務処『檀紀四二八六年十二月一日現在 政府職員録』同書248頁・322頁。

＊

ちなみに、本題からはやや外れるものの、日本国内での「南北」教科書対決という、いささか場外乱闘的な一幕についても触れておきたい。

韓国（南朝鮮）で同時期に刊行されていた地理教科書と同じタイトルを有する「朝聯文化部版（初等教材編纂委員会）」の発行名義である在日本朝鮮人聯盟中央総本部（朝連）の作成にかか  
る『初等朝鮮地理<sup>61</sup>』（謄写刷、1947 年<sup>カ</sup>）が発行されており、あるいは『어린이 國史<sup>62</sup>』（謄写  
刷、上・下、1946～1947 年）をはじめとする初等教育用の教科書を多数、作成・頒布していたこ  
とが、国立国会図書館・憲政資料室がマイクロフィルムで撮影の上で公開している米国立公文書  
館所蔵のGHQ/SCAP 文書に含まれていることで明らかになっている<sup>63</sup>。

ちなみに、上記『初等朝鮮地理』には「表一」（同書 4 頁）として国土の東西南北の各端にお  
ける緯度経度を明示しているが、そこには「極東 慶北 鬱陵島 東經一三〇度五六分二三秒」と  
記されており、同時期に韓国で発行されていた『中等 朝鮮地理』とおおむね同様の記載となっ  
ているところは、南北朝鮮において 1946～1947 年頃の領土認識が図らずも一致していたことにな  
ろう。

一方、前出の金聖七が執筆した『朝鮮歴史 1947 年版』も「史學社」（所在地は東京都中央区日  
本橋通り 2 丁目 1 番地）を発行所として 1947 年 12 月に活版で出版されている。『民団 30 年史』  
にも「1947 年 5 月 28 日」付けの年表事項として「国語」教科書をはじめ「本国 文教部発行 教  
科書複製 印刷開始」と記載されており<sup>64</sup>、遠からず歴史教科書も発刊されていたということに  
なる。

占領下の日本とは、「南北」朝鮮が真っ向から対峙する空間であり、東西冷戦の最前線であつ  
たが、「教科書」刊行をめぐる南北朝鮮の鏖迫り合いの舞台でもあった。

---

<sup>61</sup> GHQ/SCAP Records, RG331, Box no. 5701.

<sup>62</sup> GHQ/SCAP Records, RG331, Box no. 5597.

<sup>63</sup> 教科書をはじめとする関連資料の解説とその検索方法に関しては、金英達『GHQ 文書研究ガイド—在  
日朝鮮人教育問題—』（むくげの会、1989 年 7 月）をまずは参照されたい。

<sup>64</sup> 民団 30 年史編纂委員会『民団 30 年史』（在日本大韓民国居留民団、1977 年 12 月、同書 801 頁）。

○盧道陽『中等國土地理附図』（1947. 11）

『中等社會生活科 <sup>(わがくに)</sup>우리나라（地理部分）』（1949. 6）

1909 年 11 月にソウル（漢城府）で生まれた盧道陽は、京城第二高等普通学校（1938 年からは景福中学校）を卒業後、1929 年 4 月に駒澤大学が専門部（のち専門部高等師範科）の一コースとして新設した「歴史地理科」の第 1 期生として入学し、1932 年 3 月に卒業<sup>65</sup>している。卒業後は 1 年ほど横浜の西有中学校に勤務の後に朝鮮へ戻り、扶余普通学校・壽松普通学校の嘱託教員・訓導を経て、1938 年頃には満洲（間島・龍井）の東興中学校で教鞭を執っていた。さらに開城府の松都中学校（私立）で教諭を務めて<sup>66</sup>、そして 1943 年には京城府の城南中学校に異動していた。



出典：『青坡盧道陽博士

古稀紀念文集』（1979）

やがて、1946 年には軍政庁文教部の編修官に採用され、1956 年には忠南大教授に転じ、1960 年からは明知大の教授として在職していた<sup>67</sup>。

ところで、私大専門部における生徒募集上の一つの「売り」としては、卒業時に「中等学校教員無試験検定」による教員免状の交付があり、卒業生が中等学校に教員として採用されていく前提となっていた。もちろん、これは日本「内地」においても同様であったのであるが、ともあれ図らずも「解放」後の韓国において、そうした学歴・資格を有する者たちが、地理の教科書編纂に従事しつつ、初期の韓国における大学レベルでの地理学・地理教育学を講じる人材となったのである。

＊

ともあれ、地理担当の編修官である盧道陽の『中等國土地理附図』は中等学校向けの地理附図（地図帳）であり、米軍政・南朝鮮過渡政府期の韓国における地理的な空間認識というものが日本統治期の影響を受け、これが教育の場においても反映されていたことを如実に示す興味深い資料である（【図 6】）。

まず「東朝鮮海」という表記に目がいこう。韓国政府は、「日本海」ではなく、古来より「東海」が使用されていたという認識を持ち、特に第 6 回の国際連合地名標準化会議（1992 年 8 月 25 日～9 月 3 日）では北朝鮮とともに、『日本海』の呼称が一般的となったのは、19 世紀以降において日本が地域内で支配的地位を占めるに至ったことが原因である<sup>68</sup>との主張を行い、以降も同様の主張を繰り返しているのはよく知られている。しかしながら、少なくとも当時の地理学

<sup>65</sup> 『駒澤大學一覽 昭和七年十月現在』（1932 年 11 月）同書 115 頁。

<sup>66</sup> 『駒澤大學一覽 並同窓會員名簿 昭和十五年度版』（1940 年 11 月）同書 124 頁。

<sup>67</sup> 『現代韓國人名辭典 合同年鑑 1972 年度版別冊』（合同通信社、1972 年 1 月）同書 60 頁。なお、『青坡盧道陽博士 古稀紀念文集』（明知大学出版会、1979 年 10 月）所載の「略歴」には、1947 年 5 月に文教部の編修官と檀国大学教授を兼務との記載がある。

<sup>68</sup> 金子純一「第 6 回 国連地名標準化会議報告」（『地図』〈日本国際地図学会〉31-3、1993 年 9 月、同誌 44 頁）。

者・地理教師たちの間では、「東海」という呼称はそれほど馴染みがなかったのである。

閑話休題。竹島（独島）に関しては、この地図から様々な情報を読み取ることが可能である。まず、注目すべきは、「独島」が慶尚北道の管轄からは外れているものとして描かれている点である。韓国側は繰り返し「独島は鬱陵島の属島」であるとし、その根拠を大韓帝国時代の「勅令第 41 号<sup>69</sup>」で規定される鬱陵郡（鬱陵島）の管轄範囲に「竹島」「石島」が含まれていることに求め、この「<sup>トル</sup>石」字こそ「<sup>ドク</sup>独」字の音訛に伴う異字表記であるとの主張を続けている。

しかし、1947 年末の段階においては、いまだ「独島」を慶尚北道の一部とは見做していないのである。さすがに「島根県」に属するとは表示してはおらず、鬱陵島と独島を結ぶ直線上の上半部で境界線を止めていることから、この地図をもって独島が韓国の領土ではないと言っているのではなかろう。しかし、慶尚北道でなければ、独島を管轄する地方道は何处なのであるか？ また、海溝が鬱陵島と独島の間にせり出している形での等深線を明示するなど、独島が鬱陵島の属島である则表示しようとする意思はおよそ見出し難い。【図 7】に見えるように、まさにこれは終焉からはまだ日も浅い日本統治時代における地理教科書（附図）と瓜二つであり、作図にあたって参照された可能性も十分にあらう。

また、鬱陵島に「（松島）」との異称が書き込まれているのも興味深い。近世（おおむね徳川幕政時代）までは現在の竹島が「松島」、現在の鬱陵島が「竹島」と呼称され、これが幕末期以降には現在の鬱陵島を「松島」と呼ぶように変化していくことは周知の通りである。そして、1947 年に至ってもこうした別称が韓国・朝鮮社会に残存していた高い可能性を示していると言えよう。しかも、これは後に「独島」と呼び始められる島嶼が、日本統治期の朝鮮においては「松島」と対をなす「竹島」という名称で人々から広く認知されていたことを窺わせるのである。

しかもこの「竹島」なる字面が、もしかすると韓国社会に大いなる「誤解」を齎している可能性がある。つまりは【図 6】に見えるように、紛れもない鬱陵島の属島として描かれている「竹島（竹嶼）」を、島根県所属の「竹島」とであると混同しているかもしれないのである。この点は、後述する。

ともかく、盧道陽は実際にこの附図に掲載した地図を簡略化した上で自著たる『中等社會生活科 <sup>(わがくに)</sup>우리나라（地理部分）』（探求堂書店、1949 年 6 月）に掲載し（【図 8】）、その本文においても、まず冒頭の「序説」部分で「大韓民国の 4 極」として「極東 東経 131° 57′ 鬱陵島 獨島」（同書 4 頁）との囲み記事を明示している。なお、「東朝鮮海」はすでに「<sup>(東海)</sup>동해」へ変更されている。

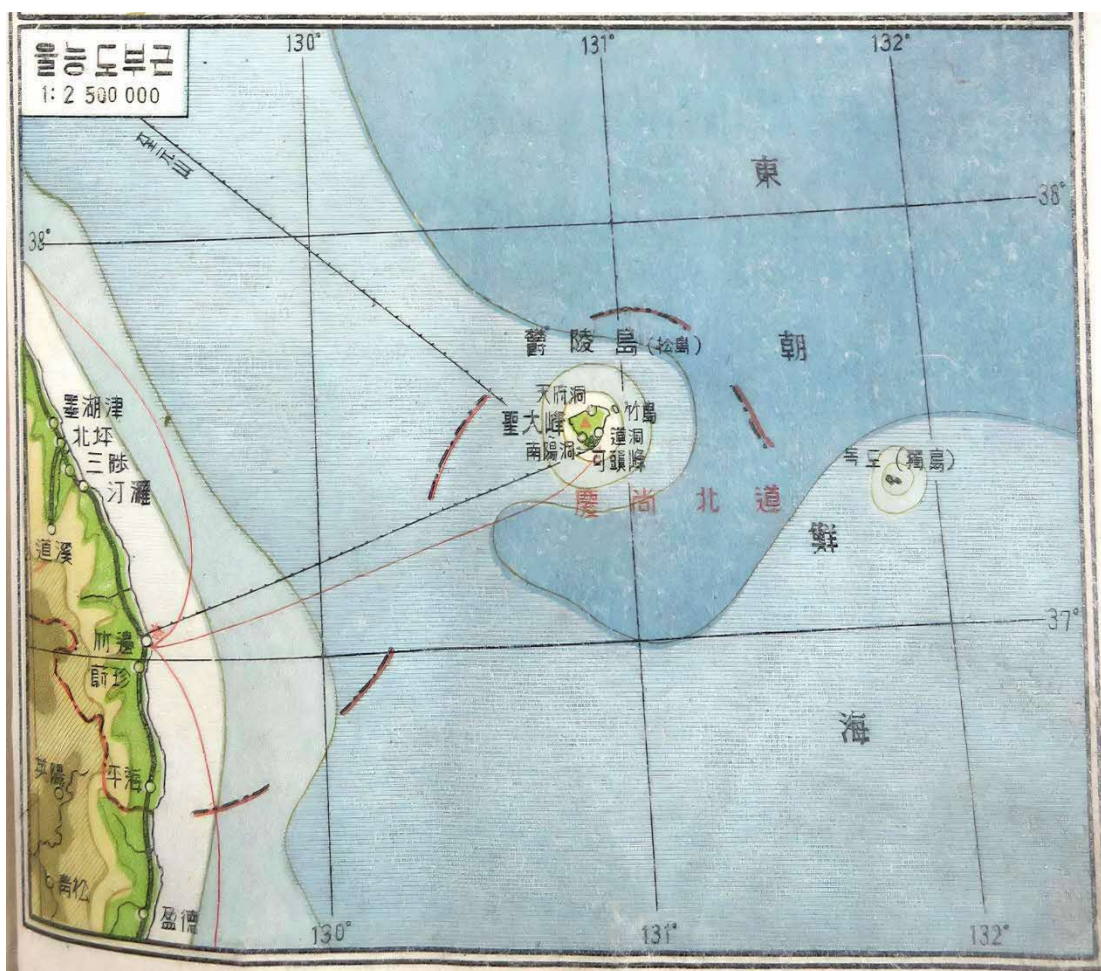
さらに、同書の「第 7 章 嶺南地方」においては改めて「6. 鬱陵島と独島」を立項し、鬱陵島の古名を「于山国」として西暦 512 年に新羅の智證王が征服、安龍福の活躍で自国の領土として確認、1900 年に郡が置かれ、慶尚北道に属した（実際における当初の所属は「江原道」であるが）などという説明に続いて、「鬱陵島から東南方面に約 60 海里を行けば独島という無人島がある。この島は 2 つの大きな島といくつかの小さな島となっているが、海蝕地形をなしている。海

<sup>69</sup> 『官報』第 1716 号（光武 4 [1900] 年 10 月 27 日）。

豹などが棲み、これを捕ろうとして来島する者がいる。この島の領有に関しては日本とのあいだに問題が生じているが、当然として我が国の領土である」（同書 152-153 頁）との説明をなしている。まさに、1948 年末に刊行された申奭鎬の『史海』論文の内容におおむね沿った内容である。

鬱陵島と独島に関して 1949 年刊行の教科書では、すでに今日における韓国側の主張の一端が示されているものの、その一方で独島（竹島）が鬱陵島の「属島」であるとの認識は示されていない。地理学者の感覚としては、やはりそれが常識外のことであったからに他ならない。

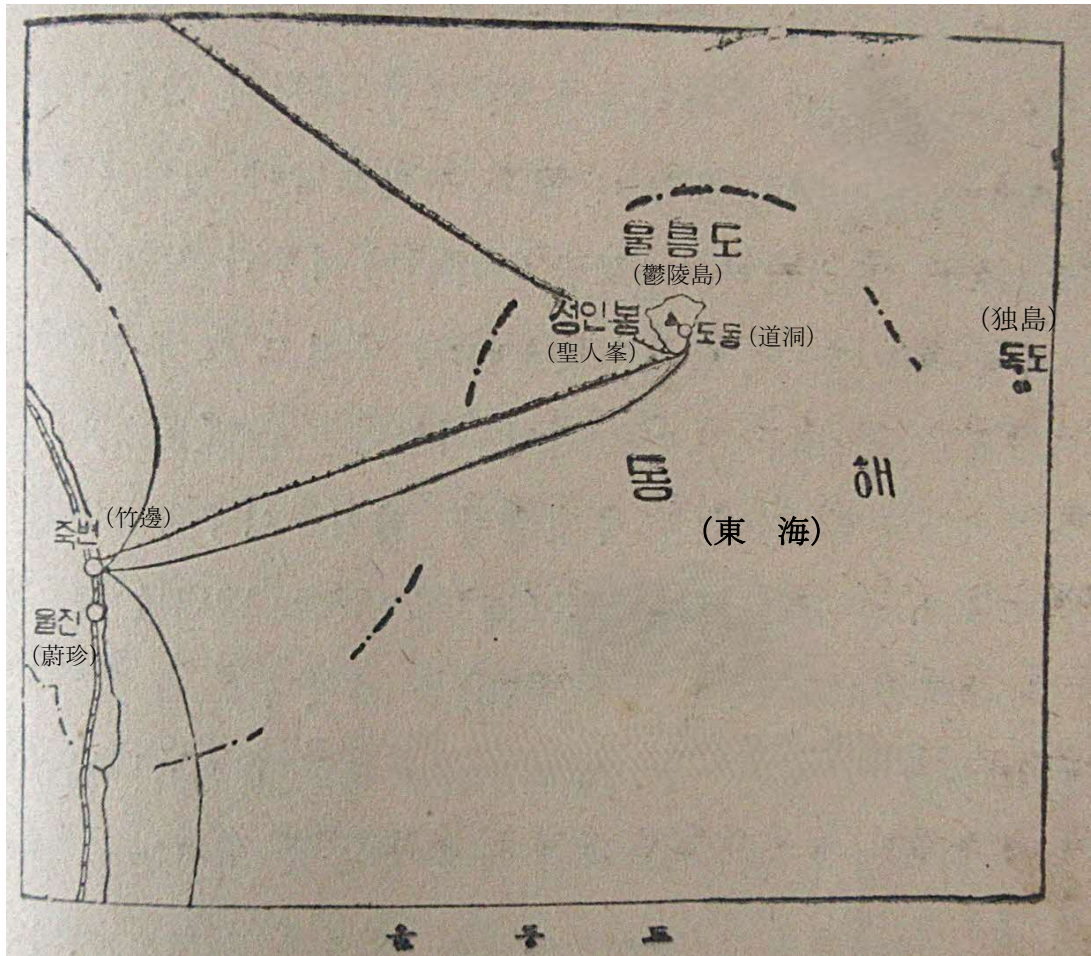
また、少なくとも文教部編修官を務めた盧道陽の著作にかかる一連の地理教科書を見る限りにおいて、「東海」と「独島」という表記は、それぞれの登場時期が「同期」する、すなわち 1949 年以降に定着していった事象である可能性が極めて高いのである。



【圖6】盧道陽『中等國土地理附圖』（文友社、1947年11月、「鬱陵島付近」同書17頁）



【図7】朝鮮総督府『初等地圖』（朝鮮書籍印刷株式会社、1943年2月、同書8頁）



【図8】盧道陽『中等社會生活科 우리나라 (地理部分)』  
 (探求堂書店、1949年6月、同書151頁、「鬱陵島」の図版部分 ( )内は筆者の補記)

○鄭甲『中學校社會生活科 地理部分 <sup>(わがくにの)</sup> 우리나라 生活』(1949.8)

李琦錫氏による詳細な調査に依れば、鄭甲(1904～1988)は咸鏡北道の明川出身、京城の徽文高等普通学校を経て大正大学専門部に入学している人物である。そして、1929年3月に立正大学専門部の高等師範科・歴史地理科を卒業している<sup>70</sup>。その後、開城の松都高等普通学校、京城の同徳女子高等普通学校などで教鞭をとったのち、1946年以降はソウル大師範大学の教員となっている。そして、1950年7月には「拉北」され、金日成総合大学の教員となったとも伝えられているという<sup>71</sup>。

鄭甲も盧道陽らと同様に専門教育を受けた、かつ中等学校レベルでの教職経験を有する地理教員であり、「教授要目」期には「<sup>(わがくにの)</sup> 우리나라」(＝朝鮮/韓国)、「<sup>(隣のくに)</sup> 이웃 나라」(＝東洋)、「<sup>(遠いくに)</sup> 먼 나라」(＝西洋)、「<sup>(自然環境と 人類生活)</sup> 자연환경과 인류생활」といった中等学校の全学年に向けた社会生活科教科書(地理)をそれぞれ執筆している。なお、1949年8月に上梓した『<sup>(中学校 社会生活科 地理部分)</sup> 중학교 사회생활과 지리부분 우리나라 생활』(乙酉文化社)においては、「第3章 南部地方(忠清南・北道、全羅南・北道、慶尚南・北道、済州島)」の「第8節 各地方の特異性について」>「12. 東部の斜面地帯」において、鬱陵島について詳細に述べたあとを承けて、「鬱陵島から東に向かって進めば、我が国で最も東(東経131°57′)の島である独島(周囲2km)がある」とごく簡略に独島(竹島)のことが触れられている。ただし、「東経131°57′」となれば、これは鬱陵島のことに他ならない。

さらに、この教科書においては極めて注目に値する部分が、その本文に添えられた図版【**図9**】である。不鮮明な写真ではあるが、手前に見える海岸線に沿った低地部分には上方に枝が伸びた植物らしきものが写り込んでいる。よってこれは長年の海蝕により低地部が削られて岩肌がむき出しの絶壁となっている竹島(独島)ではない。【**図10**】で示すように、この写真は鬱陵島の東海岸から竹島(竹嶼)を遠望したものではなかろうか。

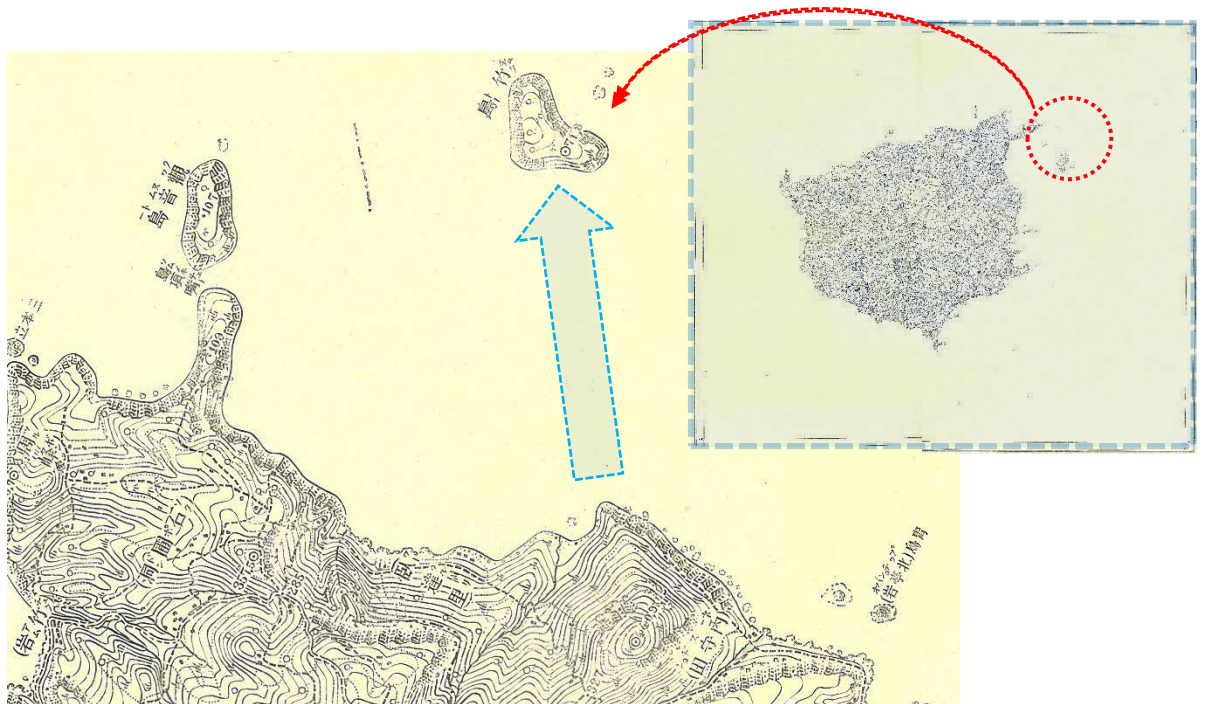
とすれば、手前側の陸地が独島(竹島)なのではなく、図版のキャプションで「<sup>(独島)</sup> 독도」としているのは、洋上にうつつらと浮かぶ島嶼のことであろう。この島はほぼ間違いなく鬱陵島から2kmほど東方に位置する「竹島(竹嶼)」である。著者の鄭甲は単なる錯覚をなしたのか、あるいは本当に「竹島(竹嶼)」を「独島」であると思い込んでいたのかは定かではないものの、「独島」を「東経131°57′」「周囲2km」と記述しているのは、著者(鄭甲)の認識をそのまま反映したものである可能性が高い。

<sup>70</sup> 『立正大学一覽 昭和七年三月一日現在』(1932年3月)同書117頁。

<sup>71</sup> 이기석(李琦錫)「혼돈기의 지리학자 정 갑(鄭甲, 1904～1988) 교수의 생애와 활동(混沌期の地理学者 鄭甲教授の生涯と活動)」『지리교육논집(地理教育論集)』58, 2014年12月)。



【図9】鄭甲『中學校社會生活科 地理部分 우리나라 生活』  
(乙酉文化社、1949年8月、同書143頁)



【図10】朝鮮総督府陸地測量部作成の「鬱陵島」5万分の1地図(1917年10月)

○陸芝修『中等社会生活科 <sup>(わがくにの)</sup> 우리나라의 生活 (地理)』 (1950. 3)

陸芝修 (旧名：陸芝洙、創氏名：陸修一、1907～1967) は、岩手県の盛岡中を卒業後に愛知県名古屋市の旧制第八高等学校 (文科乙類) に進学し、同高を 1930 年 3 月に卒業後、東京帝大経済学部 (経済学科) に進み、1933 年 3 月に卒業している。大学卒業後は 1936 年 3 月まで「蚕糸経済学研究室」の助手を務めていた。その後、延禧専門学校や京城帝国大学予科にて講師を務め、さらに官立専門学校相当となった平壤師範学校の教授 (高等官七等) に 1944 年 10 月からは任用され、そのまま 1945 年 8 月に至っていた。



出典：『石田陸芝修教授遺稿文集』(1970)

ちなみに、陸芝修はのちに大統領夫人となる陸英修 (1925～1974) の実兄であり、朴正熙政権期にはその経済顧問の地位にもあった。1955 年 4 月からはソウル大学校文理科大学の教授として教鞭をとり、1958 年に新設される地理学科においてはその中心的な役割を担っていた。

さて、陸芝修は 1948 年からはかつての普成専門学校が昇格した高麗大で教鞭をとっていたが、在職中の 1951 年 8 月に東京へ赴任している。「C・I・<sup>ママ</sup>A より地理学教科書編纂のため今夏以来滞京中<sup>72</sup>」(下線は筆者) と 1951 年 11 月 24 日に開催された陸芝修を囲む座談会の紹介記事が京城帝大の同窓会誌に掲載されており、また本人も「去年の八月に突然こちらにまいりました。C I E の仕事をやつて居ます<sup>73</sup>。」と 1952 年執筆の文章で述べるように、1951 年 8 月から GHQ/SCAP の「民間情報教育局 (Civil Information & Education Section)」に勤務していたとされる。具体的な職位として「編修官」と記された資料<sup>74</sup>も存在するが、陸芝修が在職していた時期の C I E の官職には同職の名称は見当たらず<sup>75</sup>、あるいは部内措置として、かく称せられていたのかも知れない。ただし、彼の年譜上では 1954 年 9 月まで滞日していることになっている。対日講和条約の調印・発効 (1951 年 9 月・1952 年 4 月) に伴い GHQ/SCAP は廃止されており、どうやらそのまま極東軍司令部付きになった模様である<sup>76</sup>。

＊

なお、陸芝修は 1950 年 3 月発行の同上教科書に先立ち、1947 年 9 月の段階ですでに同志社から『中等地理 <sup>(わがくにの)</sup> 우리나라』を刊行している。しかしこの教科書では「独島」のことは全く触れられていない。朝鮮山岳会による実地調査が 1947 年の 8 月後半であり、奥付通り「1947 年 9 月」に刊行されたとすれば、その原稿化は少なくともその数か月前であろうという时期的なことを

<sup>72</sup> 「陸芝修氏 (旧予科教官) 歓迎会」(『青丘』6、1952 年 1 月、同誌 3-4 頁)。

<sup>73</sup> 陸芝修「その後の城大」(『青丘』7、1952 年 4 月、同誌 3 頁)。

<sup>74</sup> 「石田 陸芝修博士 年譜」(『石田陸芝修教授 遺稿文集』章旺社、1970 年 6 月)。

<sup>75</sup> 『連合国軍最高司令官総司令部 民間情報教育局の人事と機構』(国立教育研究所、1984 年 3 月)。

<sup>76</sup> 『會員氏名録』(学士会、1955 年 8 月、同書 562 頁) の職業欄には「米極東軍司令部心理作戦局」と出ており、米ソ冷戦が激化する最中、北朝鮮 (朝鮮総連) の動向調査を担当していた可能性もあろう。

考えれば、これは至極当然のことであろう。

同じく同志社から出している『中等社会生活科 <sup>(わがくにの)</sup> 우리나라의 生活 (地理)』(同志社、1950 年 3 月、同書)においては、他の教科書とは異なり図版を用いてはいないものの、以下のように、中等教育用の地理教科書としては比較的詳細に「独島」の説明を試みている。

この島〔註：鬱陵島〕からさらに東南に 50 海里余り行くと、主として岩石だけでなっている無人島である独島に至る。この島は二つの大きな島といくつかの小さな島からなっているが、雑草以外にひと株の木もない島である。大きな島には洞窟が多く、アザラシやアシカなどが多く、これを獲ろうとして出漁している。〔1945 年：筆者註〕8 月 15 日以前までこの島は日本の島根県に所属せしめていたが、日本からはもっとも近い場所でも 85 海里であるところ、我が国からは 60 海里未満である。かくなる距離の関係からしても、また歴史的な事実にも照らしてみても、この島は我が国のものである。従って、我々はこの島を中心として領海を拡張させることが可能であり、我が国の漁業に大きな利益をもたらすものである。(同書 113・114 頁)

歴史教科書とは異なり、「間島」の清国への譲渡、あるいは「外交権」喪失云々の内容は、この教科書をはじめ、1950 年前後までの地理教科書には見られない。もちろん、鬱陵島の「属島」であるとも述べていない。あくまでも「国土領域」の伸張とこれにともなう経済的効果の獲得こそが主たる関心事項であったと言えよう。

新規の領土獲得、経済利益（特に漁業）の確保が地理教科書において歴史教科書に先行して謳われているのは、おそらくこれが SCAPIN-677・1033（すなわちマッカーサー・ラインの設定）の発出と関係していることを濃厚に示している。あくまでも SCAPIN-677 は暫定的な行政権の停止であり国境の変更を伴うものではなく、島根県隠岐の属島であることには変わりはない。そして、少なくとも韓国側の地理教師・地理学研究者たちもこの段階では慶尚北道鬱陵島の所属（属島）とは見なしていないのである。すなわち、「属島」論はあくまでもマッカーサー・ラインを対日講和条約の発効後も引続き「平和線（李承晩ライン）」として維持するために外務部が主導して生成されたものであった。

## おわりに

拙文を締めくくるに際し、本文との重複を厭わず、本稿において明らかにされたことを以下にまとめることで、課せられた責の幾分かを全うしたい。

＊

まず、竹島（独島）をめぐる韓国側教科書の記述を検討するにあたって、本稿では従来の研究ではあまり言及されてきていない日本統治期における「朝鮮総督府」の役割、とりわけ戦時体制を遂行する上で大きな変更を余儀なくされた 1943 年 4 月時点での学制が、回りまわって「解放」「独立」後の韓国における文教政策の遂行にも深い影を落としており、自ずからそれが教科書の記述ぶりや教育内容にも影響を及ぼしていたという事実を指摘しておきたい。

特にそれが顕著であったのが、中等学校（今日の中学校・高等学校）における「地理」科目であった。米軍政下において参照すべき資料が限られ、いきおい 1945 年 8 月以前に刊行されたものに依拠せざるを得ない状況であり、とりわけ常に更新されるべき各種の統計や測量値は、軍事機密の保持という制限も重なり、おおむね 1940 年前後のデータしか残っておらず、一方ではこれを再利用するほかに方途はなかった。

＊

敗戦にともなう日本占領の初期に GHQ が一方的に引いた、いわゆる「マッカーサー・ライン」の余波をともに受けたのが、他ならぬ竹島（独島）であった。1905 年の協約により日本が韓国を保護国として外交権を剥奪したことによって独島（竹島）も日本に奪われたという主張の当否はいったん措くとしても、1946 年 1 月における「SCAPIN-677」の発令以前、1905 年から 1945 年にかけて実に 40 年の長きにわたり、竹島は島根県の管轄下に置かれ、その旨、朝鮮で発行されていた地理教育用の図書（副読本たる地図帳）にも描かれることによって社会一般への周知が図られていた。

そして、それは米軍政下の南朝鮮/建国初期の韓国においてもかなりの程度で維持されていた。すなわち「独島」が慶尚北道に属しているかどうかに深い注意が払われた形跡は確認できず、ひいては「独島」が鬱陵島の属島であるかどうか、議論の対象とはなっていなかった。

しかし、朝鮮山岳会による実地調査を経て「独島」の実像（しかも観念上のものではなく、写真によって形作られる図像化された「独島」）が明らかになっていくにつれ、その由来を歴史資料に求めようとする動きも開始されるに至った。さらに、韓国外務部は対日講和条約・第 2 条 (a) によって「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」とされたことから、なんとしてでも「独島」が鬱陵島の属島であることを証明し、かつ独島は中朝の境界上に緩衝域として存在していた「間島」とともに、外交権の消失により不法に強奪された固有の領土であるという「物語」を創出する必要にかられていた。

そして図らずも、1946～1949 年頃に地理編修官や大学教員らによって執筆された「地理教科書」こそが、韓国側の主張が「独島は鬱陵島の属島」へと大きく転換していく直前の経緯と認識を刻々と映し出す鏡の役割を担っていたのであった。

【参考】主たる米軍政下・建国初期の「国史」「地理」「公民」教科書（未定稿）

※一部、刊行奥付の未確認部分あり

【歴史教科書：国民学校用】

〔教授要目期以前〕

李周洪『初等國史』（明文堂、1945年12月）

朝鮮語学会『초등국사』（1946年5月）

軍政庁学務局編『初等國史（五、六年用）』（全北出版社、1946年6月）

京畿道学務課『초등국사 오륙학년용（임시교재）』（軍政庁文教部、1946年11月）

〔教授要目期〕

『우리나라의 발달 육학년용』（同志社、1947年3月）

文教部『우리 나라의 발달』6-1・6-2・6-3（初版は1947年？）

文教部『초등사회생활과 6학년소용 우리나라의 발달』（大韓教科書、1949年12月）

【歴史教科書：中等学校（4年制/6年制）・社会教育用】

〔教授要目期以前〕

咸敦益『朝鮮歴史（中等用）』（한글文化普及会、1945年10月）

黄義敦『增訂 中等朝鮮歴史』（三中堂、1946年4月）

震檀学会（金庠基・李丙燾）『國史教本』（軍政庁文教部、1946年5月）

辛東燁『국사 첫걸음』（金龍圖書文具、1946年11月）※「軍政廳文教部成人教育局推薦」

〔教授要目期〕

崔南善『中等國史』（東明社、1947年8月）

申奭鎬『중등학교 사회생활과 우리나라의 생활（국사부분）』（東邦文化社、1948年8月）

    全 『중등학교 사회생활과 우리나라의 생활（국사부분）』（東国文化社、1952年4月）

李丙燾『사회생활과 우리나라의 생활（역사）』（白映社、1949年4月）

孫晉泰『중학교・사회생활과 역사부분 우리나라 생활』（乙酉文化社、1949年7月）

金聖七『중등 조선사』（正音社、1948年8月）〔※奥付に「社会生活科歴史部」の記載〕

    全 『중등 사회생활과 우리나라 생활 역사부분』（正音社、1949年7月）

    全 『사회생활과 우리나라 역사』（正音社、1951年9月/1954年4月）

李仁榮『우리나라 생활』（金龍圖書、1949年8月？）

韓祐勳『중등 사회생활과 우리나라 생활（역사）』（尚文院、1955年4月）

吳璋渙『中等 文化史 우리나라의 문화』（正音社、1949年9月）

李丙燾・金廷鶴『고등사회생활과 우리나라 문화의 발달（상）』（白映社、1954年）

柳洪烈『韓國文化史』（서울冊社、1950年5月）

**【地理教科書（教授要目以前：国民学校用）】**

京畿道学務課（臨時教材研究会）『初等地理教本』（1946 年 4 月）

京畿道学務課『초등국토지리』（奥付なし）

大田師範学校『초등지리 五、六學年用』（謄写版、1946 年 9 月）

**【地理教科書（教授要目：中等学校（4 年制/6 年制）用）】<sup>77</sup>**

**〔教授要目以前〕**

鄭洪憲・李箕燮・李富星『中等 朝鮮地理』（正音社、1946 年 8 月）

**〔教授要目〕**

鄭洪憲・李箕燮・李富星『사회생활과 우리나라 조선지리』（正音社、1947 年 8 月）

鄭甲『중학교 사회생활과 지리부분 우리나라 생활』（乙酉文化社、1949 年 8 月）

陸芝修『중등지리 우리나라』（同志社、1947 年 9 月）

全 『중등 사회생활과 우리나라의 생활（지리）』（章旺社、1950 年 3 月）

盧道陽『중등 사회생활과（지리부분）우리나라』（探求堂、1949 年 6 月）

\* 盧道陽『中等國土地理附圖』（文友社、1947 年 11 月）

李富星『중학교 사회생활과 우리나라 지리』（白映社、1950 年 5 月）

李智皓『중등 사회생활과 최신 우리나라 지리』（民教社、1953 年 4 月）

朴魯植『중학교 사회생활과 우리나라 지리』（東邦文化社、1950 年 5 月）

**【公民教科書（教授要目以前：国民学校用）】**

軍政庁文教部『初等公民教本 中（臨時教材）』（1946 年）

軍政庁学務局『初等公民 第一二學年 함께 씀』（1946 年 5 月）

軍政庁学務局『初等公民 第五六學年 함께 씀』（1946 年 5 月）

**【公民教科書（教授要目：中等学校（4 年制/6 年制）用）】**

**〔教授要目以前〕**

軍政庁学務局『中等公民 第一二學年 함께 씀』（1946 年 4 月？）

軍政庁学務局（朝鮮語学会）『中等公民 第三四學年 함께 씀』（1946 年 5 月）

文教部『中等公民 上』（1946 年 4 月）

文教部『中等公民 下』（1946 年 4 月）

**〔教授要目〕**

高麗先鋒社編『新制中等公民教科書』（1947 年）

김정기『新要目 中等公民 1 學年用』（새한出版社、？年）

<sup>77</sup> 教授要目期の地理教科書に関する書誌情報の照合に関しては、강창숙（姜昌淑）「미군정기 초급중학교 『우리나라 지리』 교수요목과 검정교과서 내용체계의 특징（米軍政期 初級中学校『わがくにの地理』教授要目と検定教科書 内容大系の特徴）」『한국지리환경교육학회지（韓国地理環境教育学会誌）』27 卷 2 号、2019 年 5 月）を特に参照させていただいた。

김정기·申義燮『新要目 中等社會生活科 中等公民 第2學年用』(새한出版社、1948年11月)  
 『新要目 中等社會生活科 中等公民 第3學年用』(새한出版社、?年)  
 崔在喜『中等社會生活科 共同生活 公民部分 1學年用』(探求堂、?年) 1951年8月  
 李相鮮『中等社會生活科 우리나라 政治生活 公民部分 2學年用』(探求堂、1949年)  
 李相鮮『中學校 社會生活科 國家生活(公民) 1學年用』(探求堂、?年)  
 李相鮮『中學校 社會生活科 國家生活(公民) 2學年用』(探求堂、?年)  
 李相鮮『中等社會生活科 우리나라經濟生活 公民部分 3學年用』(探求堂、?年)  
 李相鮮『中等社會生活科 經濟生活 公民部分 3學年用』(探求堂、1950年)  
 황기병『中等學校 社會生活科 公民2』(東邦文化社、1950年5月)  
 俞鎮午『中等社會生活科 政治問題 公民部分 4學年用』(探求堂、?年)  
 俞鎮午『高等社會生活科 政治問題 公民部分 1學年用』(探求堂、?年)  
 李載堧『高等社會生活科 人生과 社會 公民部分 3學年用』(探求堂、1950年)  
 俞鎮午『高等社會生活科 政治問題 公民部分 1學年用』(探求堂、1952年)  
 權相澈·吳洙玉『中等社會生活科 中等公民Ⅰ』(同心社、1948年)  
 權相澈·吳洙玉『中等社會生活科 中等公民Ⅱ』(同心社、?年)  
 權相澈·吳洙玉『中等社會生活科 中等公民Ⅲ』(同心社、1949年)  
 權相澈·吳洙玉『高級中學校 社會生活科·一般參考用 公民 法制編Ⅳ』(同心社、1948年)  
 權相澈·吳洙玉『中等公民 倫理編』(同心社、1949年)  
 權相澈·吳洙玉『高等公民』〔1:人生과 社會／2:法制〕(同心社、1949年)  
 權相澈·吳洙玉『高等公民 經濟』(同心社、1949年)  
 權相澈·吳洙玉『中等社會生活科 高等公民 法制』(大韓教學株式會社、1950年)  
 卞熙鎔·최재학『中等社會生活科 中等公民Ⅱ』(大韓教學株式會社、1950年)  
 康明玉『中等學校 社會生活科 公民1』(東邦文化社、1950年)  
 愼道晟『中等學校 社會生活科 公民2 政治生活』(東國文化社、?年)  
 康明玉『中等學校 社會生活科 公民3』(東國文化社、1951年)  
 康明玉『中等學校 社會生活科 公民3』(東國文化社、1951年)  
 崔虎鎭『中等學校 社會生活科 公民3 經濟生活』(東國文化社、?年)  
 崔虎鎭『中等學校 社會生活科 公民5 經濟生活』(東國文化社、?年)  
 愼道晟『高等學校 社會生活科 公民-1- 法制生活』(東國文化社、?年)  
 崔虎鎭『高等學校 社會生活科 公民-2- 經濟生活』(東國文化社、1950年)  
 愼道晟『高等學校 社會生活科 公民-4- 法制生活』(東國文化社、1952年)  
 崔虎鎭『高等學校 社會生活科 公民-5- 經濟生活』(東國文化社、?年)  
 金斗憲·朴鍾鴻·陸芝修·高秉國『中等社會生活科 公民1』(同志社/白映社、1949年7月)  
 金斗憲·朴鍾鴻·陸芝修·高秉國『中等社會生活科 公民2』(同志社/白映社、1951年)  
 金斗憲·朴鍾鴻·陸芝修·高秉國『中等社會生活科 公民3』(白映社、1952年)  
 金斗憲·朴鍾鴻『中等社會生活科 公民-6-』(白映社、1949年檢定)

金基錫『中等社會生活科 共同生活 一中等公民 1 一』(朝文社、1952 年)  
朴觀淑・韓泰淵・전학연・張錫萬『中等社會生活科 中等公民 2』(朝文社、? 年)  
朴觀淑・韓泰淵・전학연・張錫萬『中等社會生活科 中等公民 4』(朝文社、? 年)  
玄相允『社會生活科 中等公民 共同生活』(民衆書館、1950 年 5 月)  
俞鎮午『社會生活科 中等公民 政治生活』(民衆書館、1951 年)  
韓春燮『社會生活科 中等公民 3 經濟生活』(民衆書館、1950 年 5 月)  
俞鎮午『中等社會生活科 國際生活 公民 3』、一潮閣、? 年  
俞鎮午『高等 社會生活科 政治問題 公民部分 1 學年用』(一潮閣、1952 年)  
俞鎮午『中等社會生活科 共同生活 公民 1』(一潮閣、? 年)  
俞鎮午『中等社會生活科 國家生活 公民 2』(一潮閣、? 年)  
俞鎮午『中等社會生活科 國際生活 公民 3』(一潮閣、? 年)  
俞鎮午・洪又『中等公民 經濟生活 3 年用』(一潮閣、? 年)  
俞鎮午『中等公民 政治生活 2 年用』(一潮閣、? 年)  
洪又『中等公民 經濟生活 3 年用』(一潮閣、? 年)  
俞鎮午『高等 社會生活科 經濟問題 公民部分 1 學年用』(一潮閣、? 年)  
洪又『高等 社會生活科 經濟問題 公民部分 2 學年用』(一潮閣、1955 年)  
李鍾雨『最新 中等公民 1』(正音社、1953 年 5 月)